

# 地方財政における地方公会計の推進と 公共施設の管理について

平成30年8月24日(金)

総務省自治財政局財務調査課

課長 長谷川 淳二



総務省

Ministry of Internal Affairs  
and Communications

# 目 次

## 1 はじめに

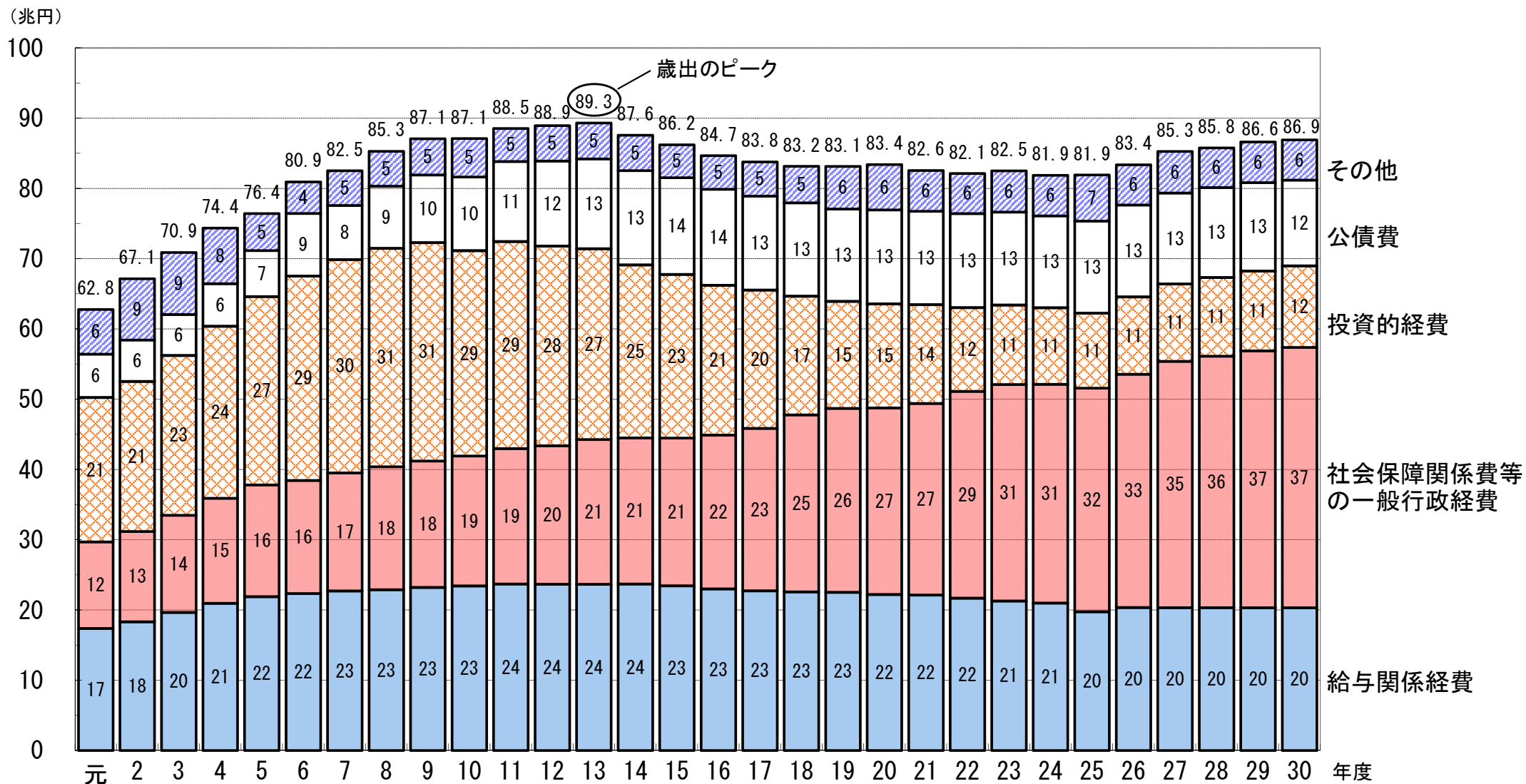
人口減少社会における地方財政を巡る諸課題

## 2 地方公会計の整備と活用について

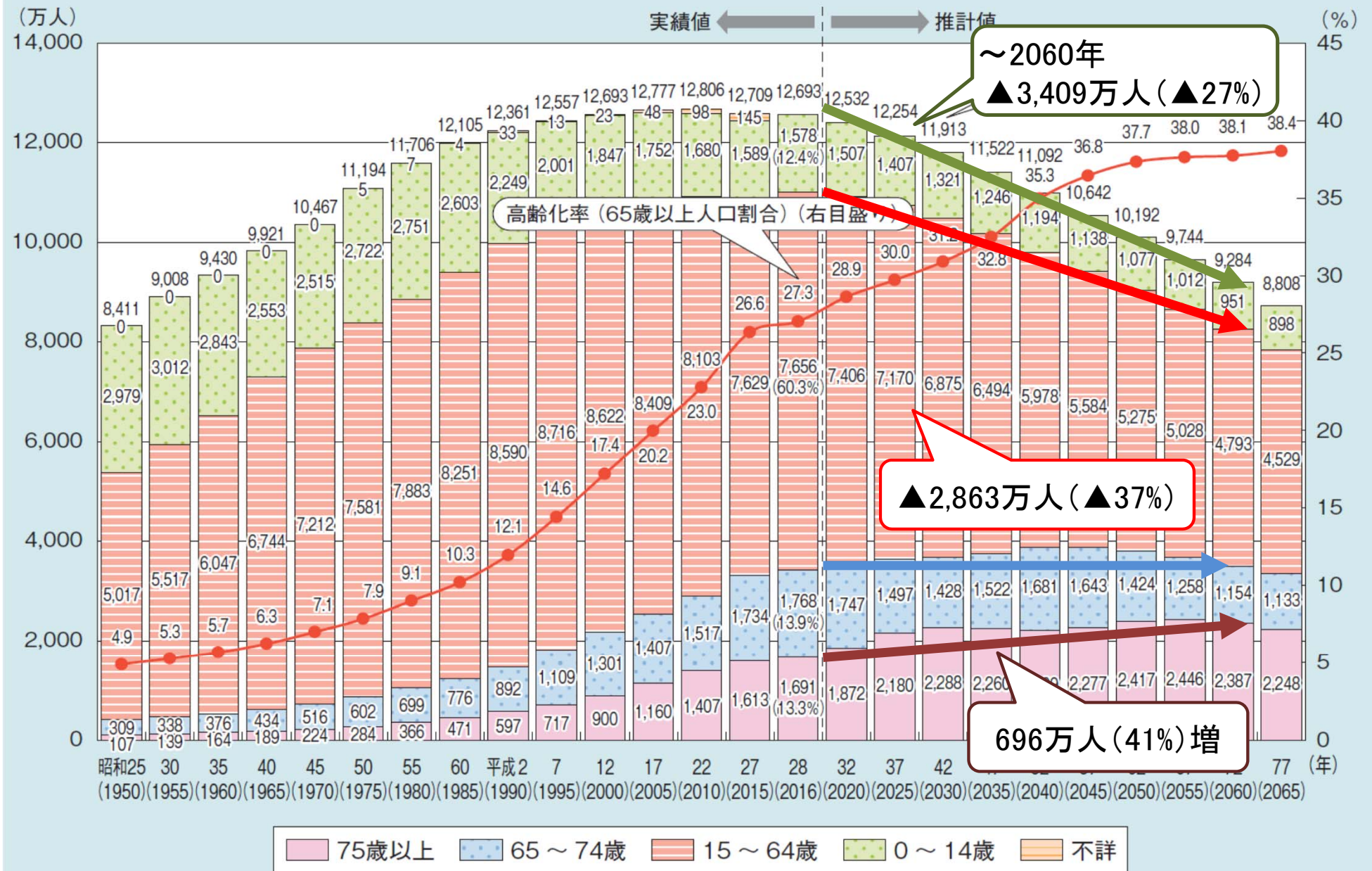
## 3 公共施設等の総合管理について

# 地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



# 日本の人口推移

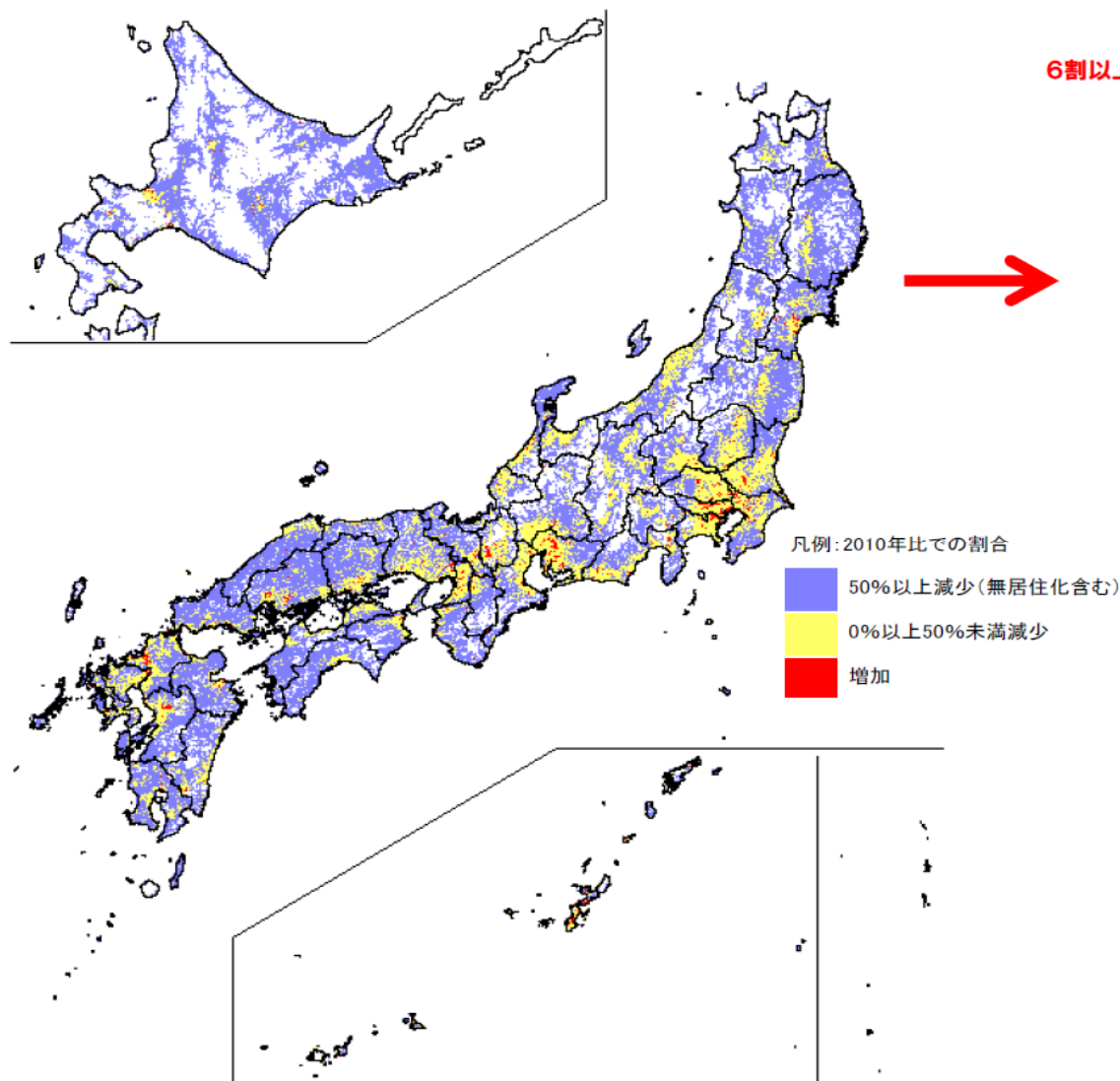


(出典) 平成29年版高齢社会白書(内閣府)をもとに総務省で加工

# 人口の低密度化と地域偏在

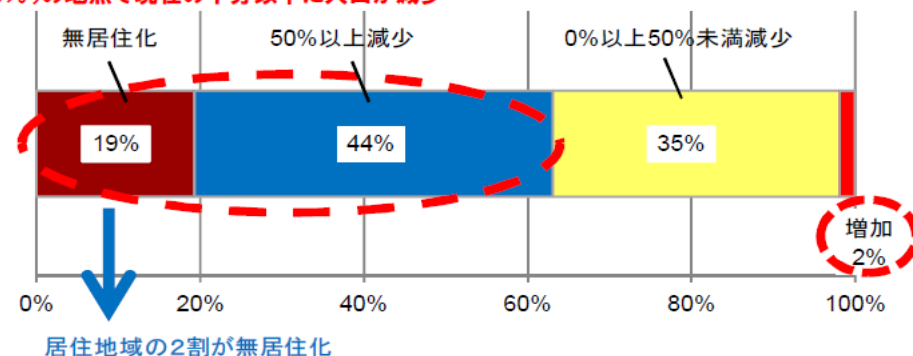
- 2050年までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化。
- 全国を「1km<sup>2</sup>毎の地点」で見ると、現在の居住地域の6割以上で人口が半分以上に。

【2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況】

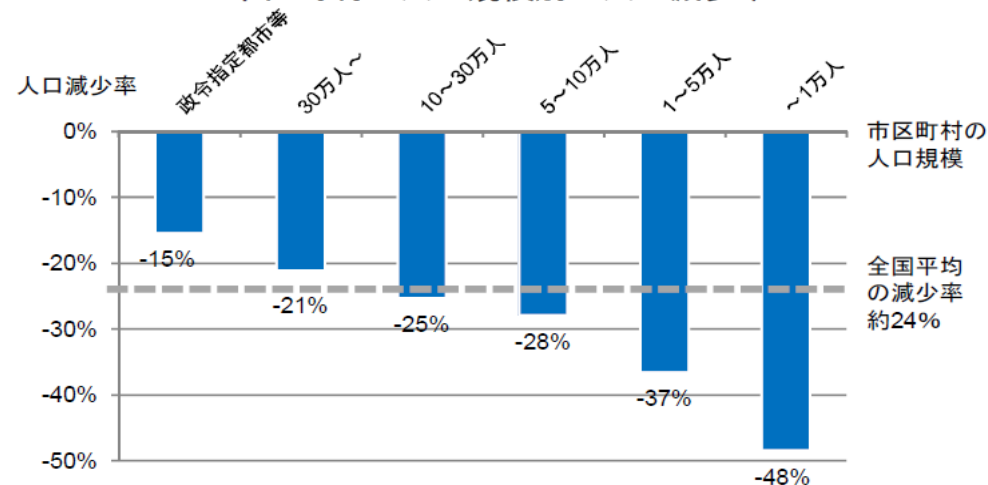


人口増減割合別の地点数

6割以上（63%）の地点で現在の半分以上に人口が減少



市区町村の人口規模別の人口減少率





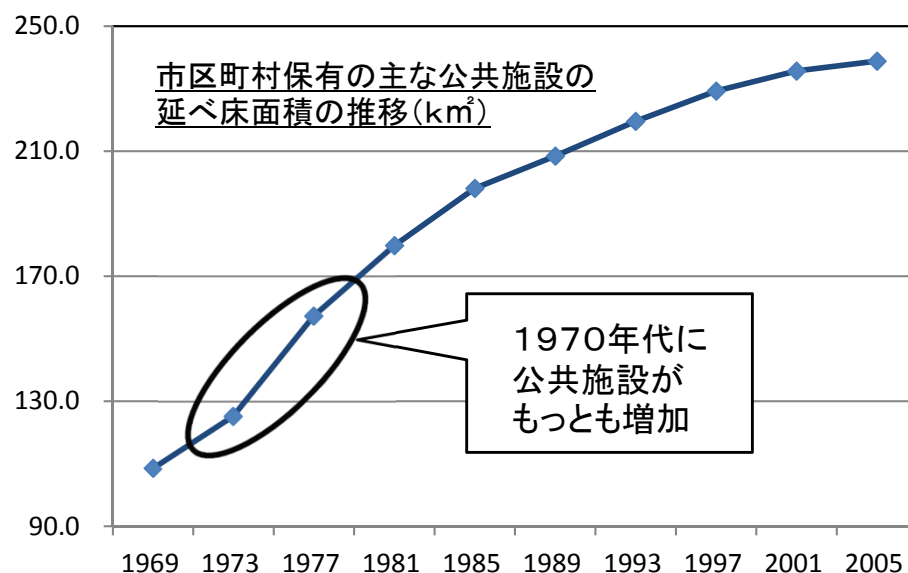
# 公共施設等の老朽化対策の必要性

## 背景

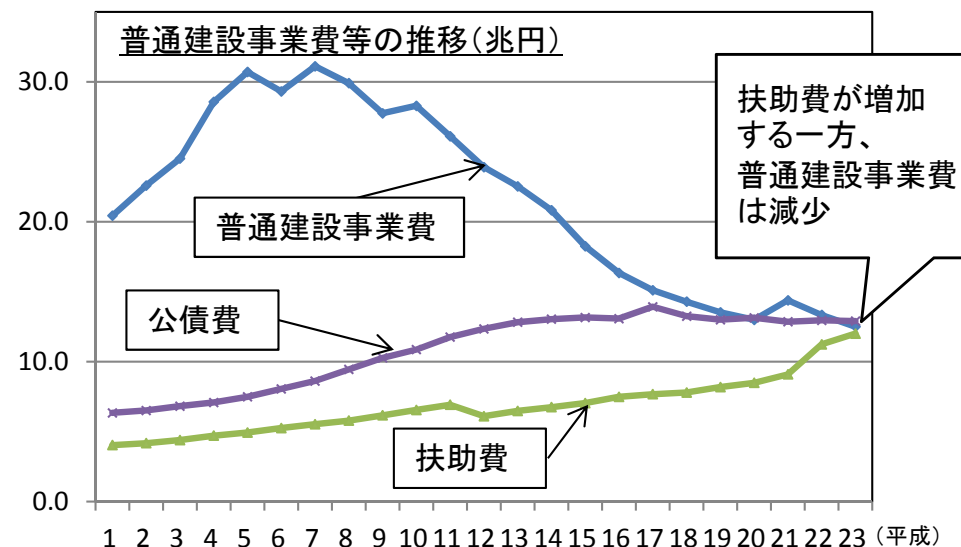
- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要。

【公共施設状況調査】



【地方財政状況調査】

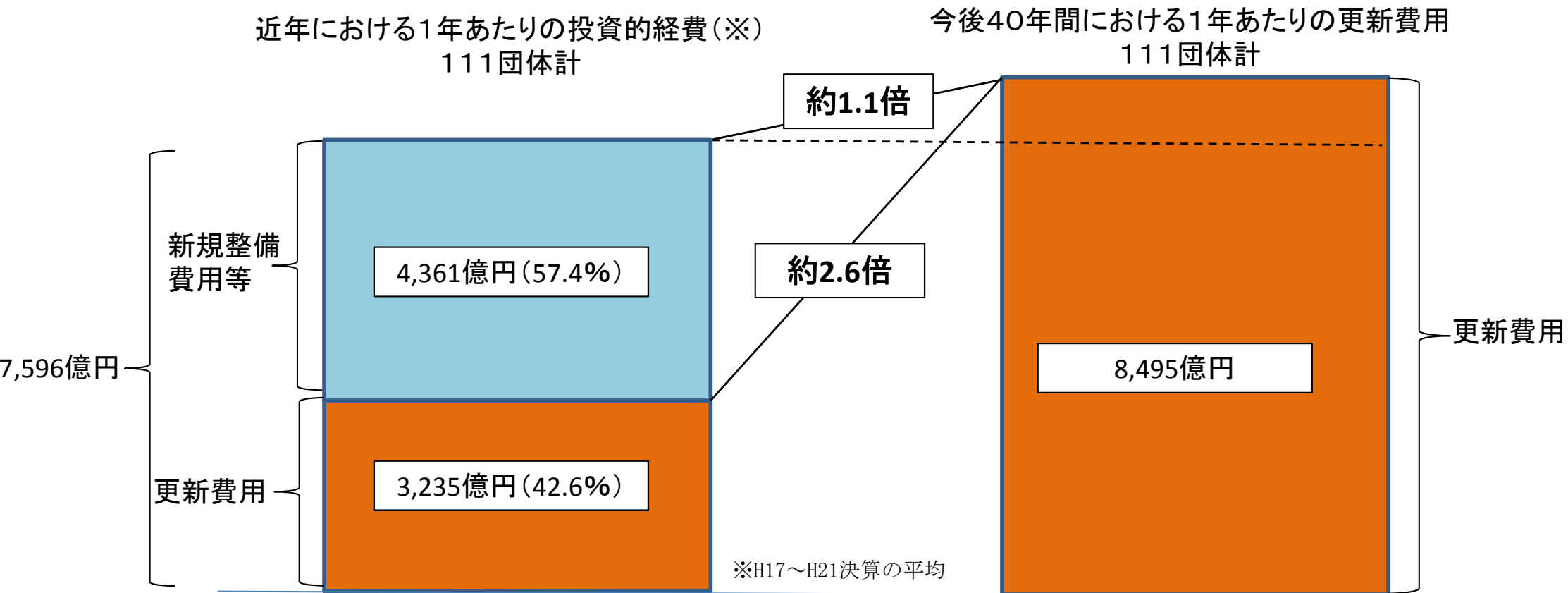


# 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用のイメージ（H24.3抽出調査結果）

○回答のあった市区町村(111団体)において、

- ・耐用年数まで10年未満及び耐用年数を超えた公共施設の割合は平均約40%。
- ・公共施設等をすべて更新した場合の今後40年間の更新費用は、1年当たりで約8,500億と試算。
- ・これは、①近年の投資的経費全体の約1.1倍、②近年の更新費用の約2.6倍に当たるもの。

(参考)H26地方財政計画上の投資的経費:約11兆円



# 地方公会計の整備と活用について

## □ 地方公会計の意義と整備



# 地方公会計の意義

## 1. 目的

### ① 説明責任の履行

住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

### ② 財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

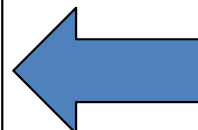
## 2. 具体的内容(財務書類の整備)

### 現金主義会計

- ◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※ 財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完



### 発生主義会計

- ◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

#### 地方公会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 行政コスト計算書
- ・ 純資産変動計算書
- ・ 資金収支計算書

#### 企業会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書



## 3. 財務書類整備の効果

### ① 資産・負債(ストック)の総体の一覽的把握

資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示

### ② 発生主義による正確な行政コストの把握

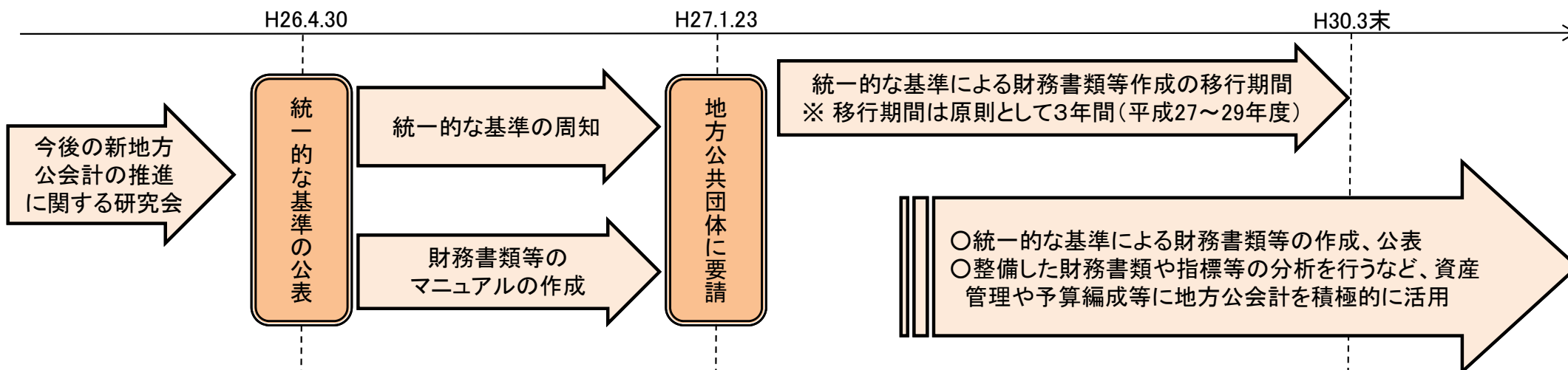
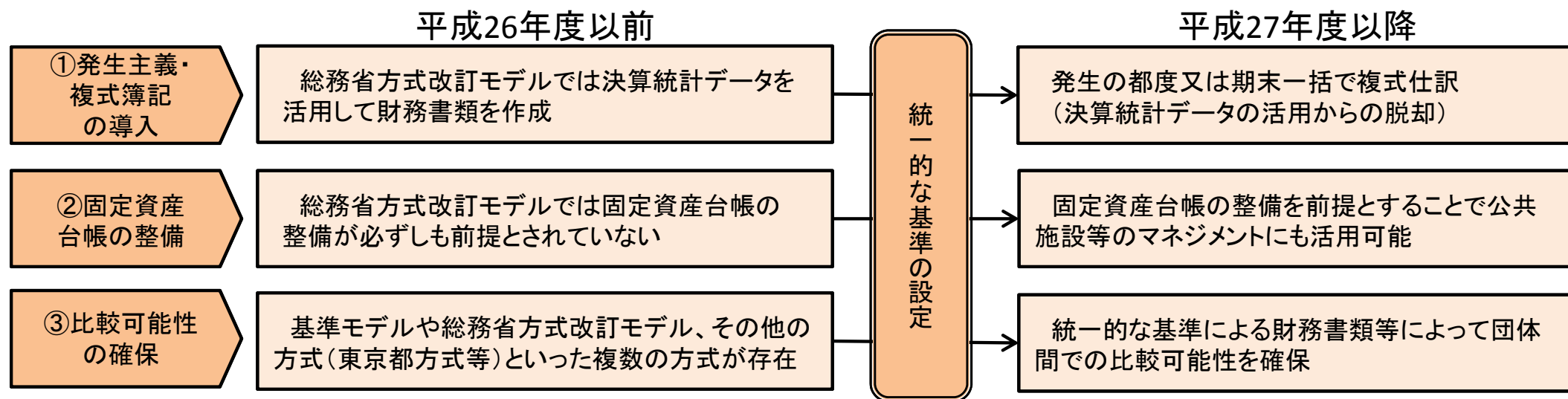
見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示

### ③ 公共施設マネジメント等への活用

固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

# 今後の地方公会計の整備・活用の促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。



# 統一的な基準による財務書類等の整備状況

- 地方公共団体が所有する全ての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載した「固定資産台帳」は、95.3%の団体において整備済み。
- 統一的な基準による財務書類については、作成を要請している平成29年度末までに、88.2%の団体において作成済みとなっている。また、平成30年3月31日時点では作成中の団体のうち、89団体が平成30年6月30日までに作成済み(93.2%)となっている。

## 【固定資産台帳の整備状況】

| 区分   | 都道府県 |       | 指定都市 |       | 市区町村  |       |
|------|------|-------|------|-------|-------|-------|
|      | 団体数  | 割合    | 団体数  | 割合    | 団体数   | 割合    |
| 整備済み | 43   | 91.5% | 19   | 95.0% | 1,642 | 95.4% |
| 整備中  | 4    | 8.5%  | 1    | 5.0%  | 79    | 4.6%  |
| 合計   | 47   | 100%  | 20   | 100%  | 1,721 | 100%  |

平成30年3月31日現在

| 合計    |       |
|-------|-------|
| 団体数   | 割合    |
| 1,704 | 95.3% |
| 84    | 4.7%  |
| 1,788 | 100%  |

## 【財務書類の整備状況】（「%」は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。）

| 作成状況       |              | 都道府県 |       | 指定都市 |       | 市区町村  |       |
|------------|--------------|------|-------|------|-------|-------|-------|
|            |              | 団体数  | 割合    | 団体数  | 割合    | 団体数   | 割合    |
| 作成済み<br>※2 | H28決算までに作成済み | 36   | 76.6% | 19   | 95.0% | 1,425 | 82.8% |
|            | H29決算から日々仕訳  | 5    | 10.6% | 0    | 0.0%  | 92    | 5.3%  |
|            | 小計           | 41   | 87.2% | 19   | 95.0% | 1,517 | 88.1% |
| 作成中        |              | 5    | 10.6% | 1    | 5.0%  | 200   | 11.6% |
| 未整備        |              | 1    | 2.1%  | 0    | 0.0%  | 4     | 0.2%  |
| 合計         |              | 47   | 100%  | 20   | 100%  | 1,721 | 100%  |

平成30年3月31日現在

| 合計    |       |
|-------|-------|
| 団体数   | 割合    |
| 1,480 | 82.8% |
| 97    | 5.4%  |
| 1,577 | 88.2% |
| 206   | 11.5% |
| 5     | 0.3%  |
| 1,788 | 100%  |

参考(平成30年6月30日現在)

42 89.4% 20 100% 1,604 93.2%

1,666 93.2%

※「平成29年度までに作成」する団体とは、平成29年度決算から財務書類を日々仕訳により作成する団体を含む。<sup>10</sup>

# 公会計と企業会計の違い

公会計における財務書類は、国、地方公共団体ともに企業会計の手法を用いつつ、独自の財政活動の特性を踏まえた工夫を行っています。その具体的な点は次のとおりです。

1. 国及び地方公共団体の財政活動は、強制的に徴収された税金等を財源として配分することにより、利益の獲得を目的としていないことから、企業と同様に損益計算を行うことは適当ではなく、そのため損益計算書は作成していません。  
一方で、フローの情報として国及び地方公共団体の財政活動の結果として発生したコスト（費用）を明らかにする行政コスト計算書（※1）を作成することとしています。
2. 国及び地方公共団体の資産及び負債の増減を要因別に明らかにする純資産変動計算書（※2）を作成しています。なお、純資産変動計算書では、行政コストと財源とを対比してみることが可能となっています。
3. 国及び地方公共団体の資産及び負債には、取得や保有の時期・形態が様々であるほか、資産として管理されているものの中には、これまで価額を把握していなかったものが多数あります。しかし、それが国及び地方公共団体の所有となる資産であって、サービス提供能力及び将来の経済的便益が存在する場合においては、一般的な売買市場がない場合であっても、貸借対照表に計上しています。
4. 貸借対照表の資産と負債の差額は、企業では資本として取り扱われますが、国及び地方公共団体の場合、資本は存在しません。
5. 公会計には出納整理期間が存在するため、貸借対照表に計上されている現金及び預金の金額は、年度末時点の実際保有残高に、出納整理期間における現金及び預金の出納を加減した金額となっています。

※1 国の財務書類では「業務費用計算書」としています。

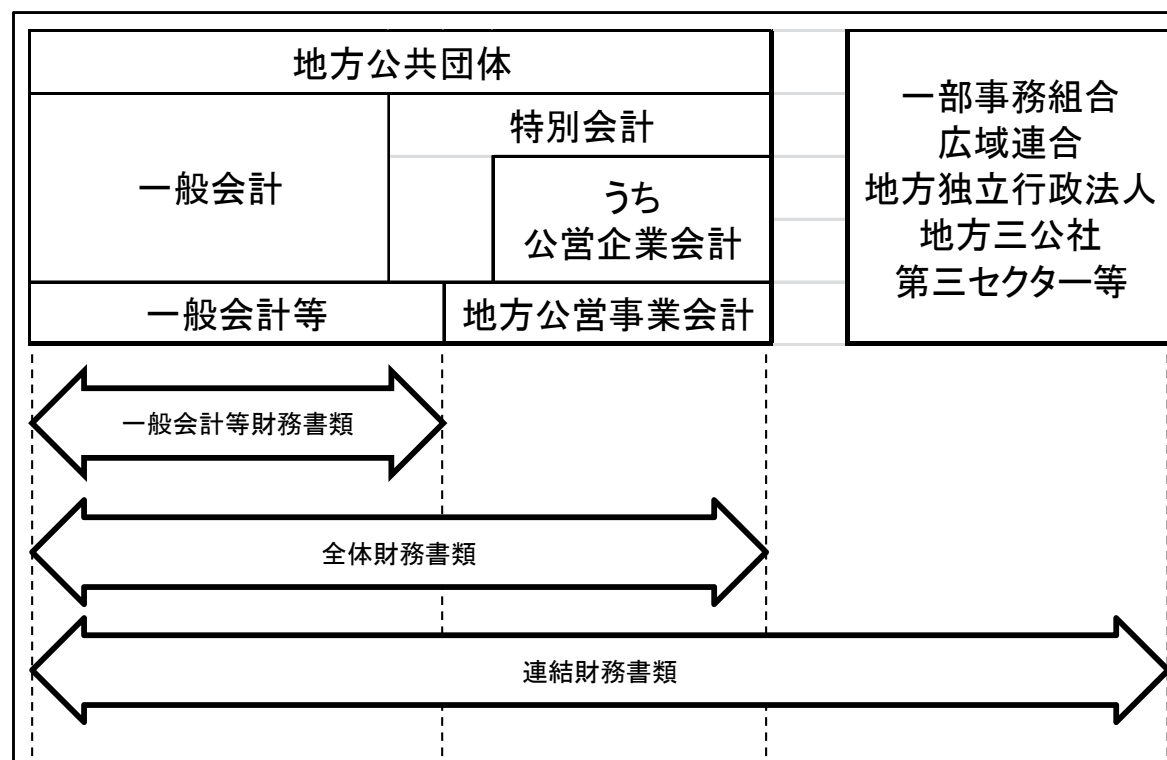
※2 国の財務書類では「資産・負債差額増減計算書」としています。

（『「国の財務書類」ガイドブック 平成30年1月 財務省主計局』より作成）

# 財務書類作成の範囲

統一的な基準が対象とする作成主体は、都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合です。  
地方公共団体は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計からなる一般会計等を基礎として財務書類を作成します。

また、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類をあわせて作成します。



# 財務 4 表の体系

地方公会計の財務書類の体系は、

1. 会計年度末における資産及び負債の状況を明らかにする「貸借対照表」
2. 業務実施に伴い発生した費用を明らかにする「行政コスト計算書」
3. 貸借対照表の純資産の変動要因を明らかにする「純資産変動計算書」
4. 資金の流れを区分別に明らかにする「資金収支計算書」

の財務書類 4 表とこれらに関連する事項の附属明細書となっています。

なお、下図の矢印は財務書類 4 表の相互関係を示しています。

| 【貸借対照表】  |          |             |         | 【行政コスト計算書】       |       |  |  |
|----------|----------|-------------|---------|------------------|-------|--|--|
| 科目       | 金額       | 科目          | 金額      | 科目               | 金額    |  |  |
| 固定資産     | 25,177   | 固定負債        | 5,197   | 1. 経常費用          | 3,996 |  |  |
| 有形固定資産   | 23,134   | 地方債         | 4,332   | 業務費用             | 2,757 |  |  |
| 事業用資産    | 7,561    | その他         | 865     | 人件費              | 965   |  |  |
| 土地       | 1,924    | 流動負債        | 670     | 減価償却費            | 897   |  |  |
| 建物等      | 11,274   | 1年内償還予定地方債等 | 670     | その他              | 895   |  |  |
| 減価償却累計額  | △ 5,637  | 負債合計        | 5,867   | 移転費用             | 1,239 |  |  |
| インフラ資産   | 15,573   |             |         | 2. 経常収益          | 175   |  |  |
| 土地       | 2,781    | 固定資産等形成     | 25,185  | 使用料及び手数料等        | 175   |  |  |
| 建物等      | 25,584   | 余剰分(不足分)    | △ 5,509 | 3. 純経常行政コスト(1-2) | 3,821 |  |  |
| 減価償却累計額  | △ 12,792 |             |         | 4. 臨時損失          | -     |  |  |
| 投資その他の資産 | 2,043    |             |         | 資産除売却損等          | -     |  |  |
| 基金等      | 2,043    |             |         | 5. 臨時損失          | -     |  |  |
| 流動資産     | 366      |             |         | 資産売却益等           | -     |  |  |
| 現金預金     | 152      |             |         | 6. 純行政コスト(3+4+5) | 3,821 |  |  |
| その他      | 214      | 純資産合計       | 19,676  |                  |       |  |  |
| 資産合計     | 25,543   | 負債及び純資産合計   | 25,543  |                  |       |  |  |

| 【純資産変動計算書】           |         |              |              |
|----------------------|---------|--------------|--------------|
| 科目                   | 合計      | 固定資産<br>等形成分 | 余剰分<br>(不足分) |
| 1. 前年度末純資産残高         | 19,253  | 24,964       | △ 5,711      |
| 2. 純行政コスト(△)         | △ 3,821 |              | △ 3,821      |
| 3. 財源                | 4,244   |              | 4,244        |
| 税収等                  | 3,465   |              | 3,465        |
| 国県等補助金               | 779     |              | 779          |
| 4. 本年度差額(2+3)        | 423     |              | 423          |
| 5. 固定資産等の変動(内部変動)    |         |              |              |
| 有形固定資産等の増加           |         | 221          | △ 221        |
| 有形固定資産等の減少           |         | 756          | △ 756        |
| 貸付金・基金等の増加           |         | △ 897        | 897          |
| 貸付金・基金等の減少           |         | 519          | △ 519        |
| 貸付金・基金等の減少           |         | △ 157        | 157          |
| 6. 資産評価差額            | -       | -            | -            |
| 7. 無償所管換             | -       | -            | -            |
| 8. その他               | -       | -            | -            |
| 9. 本年度純資産変動額(4~8の合計) | 423     | 221          | 202          |
| 10. 本年度末純資産残高(1+9)   | 19,676  | 25,185       | △ 5,509      |

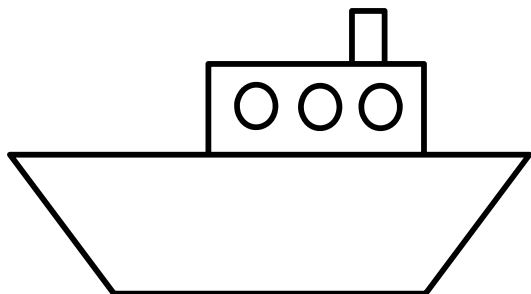
| 【資金収支計算書】        |         |
|------------------|---------|
| 科目               | 金額      |
| 【業務活動収支】         |         |
| 支出合計             | 3,038   |
| 収入合計             | 4,442   |
| 業務活動収支①          | 1,404   |
| 【投資活動収支】         |         |
| 支出合計             | 1,221   |
| 収入合計             | 156     |
| 投資活動収支②          | △ 1,065 |
| 【財政活動収支】         |         |
| 支出合計             | 928     |
| 収入合計             | 607     |
| 財政活動収支③          | △ 321   |
| 本年度資金収支額④(①+②+③) | 18      |
| 前年度末資金残高⑤        | 134     |
| 本年度末資金残高⑥(④+⑤)   | 152     |

(注) 「行政コスト計算書」と「純資産変動計算書」を結合して3表の場合もあります。



# 現金主義と発生主義のコスト把握の違い（イメージ①）

## 【事例1】



- ◆ ある年度に1億円で船舶を購入
- ◆ 船舶の耐用年数(10年)の間、活用するもの
- ◆ 業者に管理運営の委託を行う(委託料:500万円/年)

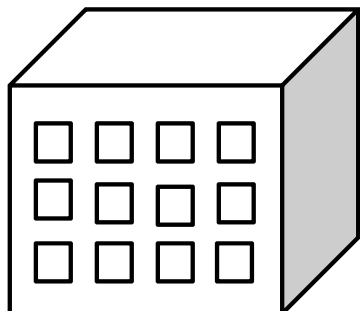
|      |     | N年度                      | N+1                          | N+2                            | N+3     | ... | N+10              |
|------|-----|--------------------------|------------------------------|--------------------------------|---------|-----|-------------------|
| 現金主義 | 支出  | 1億円 + 500万円<br>= 1億500万円 | 500万円                        | 500万円                          | 500万円   | ... | 500万円             |
| 発生主義 | 資産  | 1億円                      | 1億円 - 1,000万円<br>= 9,000万円   | 9,000万円 - 1,000万円<br>= 8,000万円 | 7,000万円 | ... | 1円                |
|      | コスト | 500万円                    | 500万円 + 1,000万円<br>= 1,500万円 | 500万円 + 1,000万円<br>= 1,500万円   | 1,500万円 | ... | 1,499万円<br>9,999円 |

(減価償却費)

(減価償却費)

# 現金主義と発生主義のコスト把握の違い（イメージ②）

## 【事例2】



- ◆ N年度に1億円で公民館を建設
- ◆ 建物の耐用年数(50年)の間、活用するもの
- ◆ 公民館の運営に職員1人を配置(人件費:500万円/年)
- ◆ 職員は20年勤務後、退職(退職手当:2,000万円)

|      |      | N年度                               | N+1                                                       | N+2     | ... | N+19                                                      | ... | N+50            |
|------|------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------|-----|-----------------------------------------------------------|-----|-----------------|
| 現金主義 | 支出   | 1億円+500万円<br>=1億500万円             | 500万円                                                     | 500万円   | ... | 500万円+2,000万円<br>=2,500万円<br><small>&lt;退職金支払&gt;</small> | ... | 500万円           |
|      | 固定資産 | 1億円                               | 1億円-200万円<br>=9,800万円                                     | 9,600万円 | ... | 6,200万円                                                   | ... | 1円              |
| 発生主義 | 負債   | 100万円<br><small>(退職手当引当金)</small> | 100万円+100万円<br>=200万円                                     | 300万円   | ... | 2,000万円-2,000万円<br>=0円<br><small>&lt;退職金支払&gt;</small>    | ... | 1,100万円         |
|      | コスト  | 500万円+100万円<br>=600万円             | 500万円+100万円<br>+200万円<br>=800万円<br><small>(減価償却費)</small> | 800万円   | ... | 800万円                                                     | ... | 799万円<br>9,999円 |

# 財務 4 表の見方（貸借対照表）

- 貸借対照表は、会計年度末時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのかと（資産保有状況）、その資産がどのような財源でまかなわれているのかを（財源調達状況）対照表で示したものです。貸借対照表により、基準日時点における地方公共団体の資産・負債・純資産といったストック項目の残高が明らかにされます。
- 「資産」は、①資金流入をもたらすもの、②行政サービス提供能力を有するものに整理されます。
- 「負債」とは、将来、債権者に対する支払や返済により地方公共団体から資金流出をもたらすものであり、地方債がその主たる項目です。
- 「純資産」は、資産と負債の差額ですが、民間企業のように資本の獲得等に関する取引の結果ではありません。

貸借対照表

（平成28年3月31日現在）

（単位：百万円）

| 科目         | 金額       | 科目         | 金額       |
|------------|----------|------------|----------|
| 【資産の部】     |          | 【負債の部】     |          |
| 固定資産       | 101,645  | 固定負債       | 39,269   |
| 有形固定資産     | 93,358   | 地方債        | 35,141   |
| 事業用資産      | 62,233   | 長期未払金      | 0        |
| 土地         | 37,473   | 退職手当引当金    | 3,618    |
| 建物         | 59,313   | その他        | 510      |
| 建物減価償却累計額  | △ 35,323 | 流動負債       | 4,141    |
| 工作物        | 813      | 1年内償還予定地方債 | 3,478    |
| 工作物減価償却累計額 | △ 74     | 未払金        | 0        |
| 建設仮勘定      | 31       | 前受金        | 13       |
| インフラ資産     | 30,405   | 賞与等引当金     | 338      |
| 土地         | 23,104   | 預り金        | 105      |
| 建物         | 1,099    | その他        | 207      |
| 建物減価償却累計額  | △ 440    | 負債合計       | 43,410   |
| 工作物        | 28,981   | 【純資産の部】    |          |
| 工作物減価償却累計額 | △ 22,509 | 固定資産等形成分   | 111,413  |
| 建設仮勘定      | 170      | 余剰分（不足分）   | △ 41,474 |
| 物品         | 2,150    |            |          |
| 物品減価償却累計額  | △ 1,430  |            |          |
| 無形固定資産     | 0        |            |          |
| ソフトウェア     | 0        |            |          |
| その他        | 0        |            |          |
| 投資その他の資産   | 8,287    |            |          |
| 投資及び出資金    | 496      |            |          |
| 有価証券       | 45       |            |          |
| 出資金        | 451      |            |          |
| 投資損失引当金    | 0        |            |          |
| 長期延滞債権     | 751      |            |          |
| 長期貸付金      | 7        |            |          |
| 基金         | 7,093    |            |          |
| 減債基金       | 0        |            |          |
| その他        | 7,093    |            |          |
| その他        | 0        |            |          |
| 徴収不能引当金    | △ 60     |            |          |
| 流動資産       | 11,704   |            |          |
| 現金預金       | 1,134    |            |          |
| 未収金        | 234      |            |          |
| 短期貸付金      | 2        |            |          |
| 基金         | 10,360   |            |          |
| 財政調整基金     | 8,579    |            |          |
| 減債基金       | 1,781    |            |          |
| 徴収不能引当金    | △ 26     |            |          |
| 資産合計       | 113,349  | 純資産合計      | 69,939   |
|            |          | 負債及び純資産合計  | 113,349  |

行政サービスを提供するための  
公共施設等の固定資産や将来、  
行政サービスに使用する現金等  
の資産

地方債など、将来世代の負担

過去又は現世代の負担

- ・固定資産等形成分・・・資産形成のために充当した資源の蓄積
- ・余剰分（不足分）・・・消費可能な資源の蓄積（例：現金預金）

## 貸借対照表の見方の留意点

地方公共団体の貸借対照表の資産、負債については、地方公共団体特有の制度の影響により、次のとおり、アンバランスに計上されることがあります。したがって、分析に当たっては、これらの影響を加味して行う必要があります。特に、将来世代と過去・現世代のバランスを評価するに当たっては、これらの影響を反映した上で行うことが求められます。

### 1 地方公共団体の管理対象であるが所有をしていないインフラ資産(建物・工作物等)の存在

都道府県管理の国道や一級河川等については、都道府県が建設費や維持費を負担しているが、資産そのものは国に帰属しているため、地方公共団体の貸借対照表においては、整備に要した経費に充てた地方債等は負債に計上する一方で、資産には計上されない。しかし、現実には当該都道府県に存在し、広く県民が将来の経済的便益を享受するものであることから、実質的には都道府県の資産とみなすこともできるものである。

### 2 地方交付税の代替措置である臨時財政対策債、その他地方交付税措置のある地方債の存在

地方交付税の不足を補うために発行される地方債である臨時財政対策債の残高は、元利償還金相当額が将来、地方交付税で措置されることとされている。また、その他にも、その他にも、元利償還金の一部又は全部が将来の交付税の基準財政需要額に算入される地方債も存在するが、交付団体であり続ける限り、いずれも実質的には資金流出がもたらされないものである。

### 3 昭和59年度以前に取得された又は取得価額が不明なものの存在

道路敷地等のうち、昭和59年度以前に取得された又は取得価額が不明なものについては、統一的な基準に基づき備忘価額1円で評価しているため、実際より低い資産計上となっているものがある。

行政サービスを提供するため庁舎、公共施設などの固定資産や将来、行政サービスに使用する現金などの資産

管理のみしている国道等の計上されていない資産の存在

管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物の価額が計上されていない。

(注) 注記には、該当金額が記載されている。

(単位:百万円)

| 科目            | 金額        | 科目             | 金額        |
|---------------|-----------|----------------|-----------|
| <b>【資産の部】</b> |           | <b>【負債の部】</b>  |           |
| 固定資産          | 4,000,000 | 固定負債           | 4,400,000 |
| 有形固定資産        | 2,000,000 | 地方債            | 4,000,000 |
| 事業用資産         | 1,800,000 | 臨時財政対策債等       | 3,000,000 |
| (略)           |           | その他            | 1,000,000 |
| インフラ資産        | 1,900,000 | (略)            |           |
| 土地            | 1,000,000 | 流動負債           | 500,000   |
| (略)           |           | 1年以内償還予定地方債    | 390,000   |
| 流動資産          | 1,000,000 | 臨時財政対策債等       | 290,000   |
| 現金預金          | 800,000   | その他            | 100,000   |
| (略)           |           | (略)            |           |
|               |           | 負債合計           | 4,900,000 |
|               |           | <b>【純資産の部】</b> |           |
|               |           | 純資産合計          | 100,000   |
| 資産合計          | 5,000,000 | 負債及び純資産合計      | 5,000,000 |

地方債など、将来世代の負担

臨時財政対策債、その他地方交付税措置のある地方債の存在

地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額も負債に計上されている。  
(注) 注記に該当金額が記載されている。

地方公共団体特有の制度の影響を加味するため、注記に記載された該当金額を反映させて分析を行うことが必要

# 財務 4 表の見方（行政コスト計算書）

- 行政コスト計算書は、一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益（経常的な収益）を対比させた財務書類です。
- 経常的な費用と収益の差額によって、地方公共団体の一会計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について税込等でまかなうべき行政コスト（純経常行政コスト）が明らかにされます。

## 行政コスト計算書

自 平成27年4月1日  
至 平成28年3月31日

（単位：百万円）

| 科目         | 金額     |
|------------|--------|
| 経常費用       | 35,485 |
| 業務費用       | 16,685 |
| 人件費        | 4,981  |
| 職員給与費      | 4,280  |
| 賞与等引当金繰入額  | 338    |
| 退職手当引当金繰入額 | 31     |
| その他        | 332    |
| 物件費等       | 11,013 |
| 物件費        | 8,644  |
| 維持補修費      | 303    |
| 減価償却費      | 2,034  |
| その他        | 31     |
| その他の業務費用   | 690    |
| 支払利息       | 454    |
| 徴収不能引当金繰入額 | 0      |
| その他        | 236    |
| 移転費用       | 18,800 |
| 補助金等       | 6,255  |
| 社会保障給付     | 8,937  |
| 他会計への繰出金   | 3,559  |
| その他        | 49     |
| 経常収益       | 1,667  |
| 使用料及び手数料   | 732    |
| その他        | 934    |
| 純経常行政コスト   | 33,818 |
| 臨時損失       | 20     |
| 災害復旧事業費    | 0      |
| 資産除売却損     | 20     |
| 投資損失引当金繰入額 | 0      |
| その他        | 0      |
| 臨時利益       | 33     |
| 資産売却益      | 33     |
| その他        | 0      |
| 純行政コスト     | 33,806 |

人件費、物件費、移転費用（補助金）などを  
発生額で計上

経常的に発生する費用から、使用料及び手数料  
といった受益者負担収益を差し引くことで純経常  
行政コストを算定

臨時に発生する損失、利益を加  
味して純行政コスト（税を主とする  
一般財源等で賄うべきコスト）を  
算定

### <着目する主な項目>

#### ○減価償却費

・行政を執行する立場からは、1年間に消費した固定資産（償却資産）の金額を表す項目であるが、住民の立場から見た場合には、その金額に見合う施設やインフラに関するサービスの提供を受けたことを表示するもの。

# 財務 4 表の見方（純資産変動計算書）

- 純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを表す財務書類です。
- 純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された費用（純行政コスト）が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかになります。また、固定資産等の変動により、純資産の変動要因が分かります。

## 純資産変動計算書

自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日

（単位：百万円）

| 科目             | 合計       | 固定資産<br>等形成分 | 余剰分<br>(不足分) |
|----------------|----------|--------------|--------------|
| 前年度末純資産残高      | 67,508   | 110,390      |              |
| 純行政コスト(△)      | △ 33,806 |              | △ 33,806     |
| 財源             | 36,140   |              | 36,140       |
| 税収等            | 25,784   |              | 25,784       |
| 国県等補助金         | 10,356   |              | 10,356       |
| 本年度差額          | 2,334    |              | 2,334        |
| 固定資産等の変動(内部変動) |          | 926          | △ 926        |
| 有形固定資産等の増加     |          | 2,515        | △ 2,515      |
| 有形固定資産等の減少     |          | △ 2,528      | 2,528        |
| 貸付金・基金等の増加     |          | 1,226        | △ 1,226      |
| 貸付金・基金等の減少     |          | △ 287        | 287          |
| 資産評価差額         | △ 18     | △ 18         |              |
| 無償所管換等         | 115      | 115          |              |
| 本年度純資産変動額      | 2,431    | 1,023        | 1,408        |
| 本年度末純資産残高      | 69,939   | 111,413      | △ 41,474     |

純行政コストの金額に対して、税収及び国の補助金等受入の金額がどの程度あるかを見ることにより、受益者負担以外の財源によりどの程度賄われているかを把握

### <着目する主な項目>

#### ○本年度差額

- ・発生主義ベースでの収支均衡が図られているかを表す項目。
- ・プラスであれば、現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を貯蓄したことを意味する一方、マイナスであれば、将来世代が利用可能な資源を現世代が消費して便益を享受していることを表示。



# 財務 4 表の見方（資金収支計算書）

- 資金収支計算書は、一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類です。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれます。
- 現金収支については、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされますが、資金収支計算書においては、「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」という性質の異なる三つの活動に大別して記載され、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされるのが特徴です。

経常的な活動に関する収支を集計  
 支出…人件費、旅費、需用費、  
 補助金、扶助費等  
 収入…税収、補助金収入、使用料・  
 手数料等

投資的な活動に関する収支を集計  
 支出…公共事業や施設整備等、  
 基金積立、貸付金等  
 収入…補助金収入、基金取崩、  
 貸付金回収等

財務的な活動に関する収支を集計  
 支出…地方債償還等  
 収入…地方債発行等

## 資金収支計算書

自 平成27年4月1日  
 至 平成28年3月31日

(単位:百万円)

| 科目         | 金額      |
|------------|---------|
| 【業務活動収支】   |         |
| 業務支出       | 33,737  |
| 業務費用支出     | 14,937  |
| 人件費支出      | 5,340   |
| 物件費等支出     | 8,982   |
| 支払利息支出     | 454     |
| その他の支出     | 161     |
| 移転費用支出     | 18,800  |
| 補助金等支出     | 6,255   |
| 社会保障給付支出   | 8,937   |
| 他会計への繰出支出  | 3,559   |
| その他の支出     | 49      |
| 業務収入       | 37,688  |
| 税収等収入      | 26,054  |
| 国県等補助金収入   | 10,004  |
| 使用料及び手数料収入 | 735     |
| その他の収入     | 896     |
| 臨時支出       | 0       |
| 災害復旧事業費支出  | 0       |
| その他の支出     | 0       |
| 臨時収入       | 0       |
| 業務活動収支     | 3,951   |
| 【投資活動収支】   |         |
| 投資活動支出     | 3,236   |
| 公共施設等整備費支出 | 2,015   |
| 基金積立金支出    | 925     |
| 投資及び出資金支出  | 296     |
| 貸付金支出      | 0       |
| その他の支出     | 0       |
| 投資活動収入     | 688     |
| 国県等補助金収入   | 352     |
| 基金取崩収入     | 284     |
| 貸付金元金回収収入  | 3       |
| 資産売却収入     | 49      |
| その他の収入     | 0       |
| 投資活動収支     | △ 2,547 |
| 【財務活動収支】   |         |
| 財務活動支出     | 3,472   |
| 地方債償還支出    | 3,243   |
| その他の支出     | 229     |
| 財務活動収入     | 2,341   |
| 地方債発行収入    | 2,341   |
| その他の収入     | 0       |
| 財務活動収支     | △ 1,131 |
| 本年度資金収支額   | 272     |
| 前年度末資金残高   | 757     |
| 本年度末資金残高   | 1,029   |

# 統一的な基準による地方公会計の整備及び活用に係る支援

## 1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析を始めとする財務書類の活用方法等を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を平成27年1月に公表した。近日中には、「地方公会計の活用の促進に関する研究会」報告書を踏まえ、マニュアルの改訂版を公表予定。

## 2. システムの提供

統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度に地方公共団体に無償で提供（システム整備の経費負担を軽減、財務書類作成作業の効率化や将来の施設更新必要額の推計等の活用に寄与）

## 3. 財政支援

地方公会計システムの運用に係る経費について普通交付税措置

専門家の招へい・職員研修に要する経費について特別交付税措置（※措置率1/2（財政力補正あり））

## 4. 人材育成支援

自治大学校、市町村職員中央研修所（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、地方公共団体金融機構（JFM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施

# 統一的な基準による地方公会計についての各種研修等（平成30年度）

統一的な基準による地方公会計について、総務省自治大学校、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー：JAMP）、全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー：JIAM）等を活用して、財務書類等の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施する。  
（詳細は各機関のホームページ等を参照のこと）

| 区 分                                          | 研修名                  | 研修期間                   | 定員      | 研修内容                                                                                                                            |
|----------------------------------------------|----------------------|------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務省自治大学校<br>（東京都立川市）                         | 地方公会計特別研修            | 平成30年6月18～22日<br>（5日間） | 100名程度  | ①統一的な基準による財務書類の作成及び更新実務、②固定資産台帳の更新実務、③財務書類等のマネジメントへの活用方法、④財政分析に関する班別討議（発表含む）、⑤先進的な取組の紹介 等<br>※ ①～③は演習を含む、JAMPやJIAMの研修よりも詳細な内容構成 |
| 市町村職員中央研修所<br>（市町村アカデミー：JAMP）<br>（千葉県千葉市）    | 地方公会計制度（基礎）          | 平成30年7月11～13日<br>（3日間） | 50名程度※1 | ①統一的な基準による財務書類の作成及び更新実務、②固定資産台帳の更新実務、③財務書類等のマネジメントへの活用方法、④先進的な取組の紹介 等<br>※ ①～③は演習を含む                                            |
|                                              | 地方公会計制度（応用）          | 平成30年10月1～3日<br>（3日間）  | 50名程度※2 | 演習・班別討議（発表含む）を通して「活用する」公会計をメインに学ぶ研修内容                                                                                           |
| 全国市町村国際文化研修所<br>（国際文化アカデミー：JIAM）<br>（滋賀県大津市） | 自治体マネジメントのための地方公会計実務 | 平成30年4月23～25日<br>（3日間） | 50名程度   | ①統一的な基準に財務書類の作成及び更新実務、②固定資産台帳の更新実務、③財務書類等のマネジメントへの活用方法、④財政分析に関する班別討議（発表含む）、⑤先進的な取組の紹介 等<br>※ ①～③は演習を含む                          |

※1 公会計業務に従事して1年未満の者

※2 公会計業務に複数年従事した者や簿記3級程度の知識を有する者（ただし、過去に自治大やJAMP、JIAMで公会計研修を受講した者はこの限りでない）

## 地方公共団体金融機構（JFM）

都道府県等の単位で研修会等（1日間程度）を開催する場合、JFMが地方支援業務の一環として公認会計士等を派遣してサポートする事業（専門家派遣事業）を実施

## 自治体主催の研修等（特別交付税）

研修に要する経費について特別交付税により措置（措置率1/2、財政力補正あり） ※必要に応じて、研修講師の紹介も実施

## □「地方公会計の活用の促進について

# 地方公会計の活用状況（平成30年3月31日時点）

（単位：団体）

| 区分                                                       | 都道府県 |         | 市区町村 |         | 指定都市 |         | 指定都市を除く<br>市区町村 |         | 合計  |         |
|----------------------------------------------------------|------|---------|------|---------|------|---------|-----------------|---------|-----|---------|
|                                                          |      |         |      |         |      |         |                 |         |     |         |
| 財務書類等の情報を基に、各種指標の分析を行った                                  | 13   | (27.7%) | 570  | (32.7%) | 13   | (65.0%) | 557             | (32.4%) | 583 | (32.6%) |
| 施設別・事業別の行政コスト計算書を作成した                                    | 2    | (4.3%)  | 36   | (2.1%)  | 4    | (20.0%) | 32              | (1.9%)  | 38  | (2.1%)  |
| 財務書類や固定資産台帳の情報を公共施設等総合管理計画又は個別施設計画に反映するなど、公共施設の適正管理に活用した | 0    | (0.0%)  | 83   | (4.8%)  | 1    | (5.0%)  | 82              | (4.8%)  | 83  | (4.6%)  |
| 決算審査の補足資料とするなど、議会における説明資料として活用した                         | 8    | (17.0%) | 122  | (7.0%)  | 8    | (40.0%) | 114             | (6.6%)  | 130 | (7.3%)  |
| 簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく財政状況を説明した                   | 32   | (68.1%) | 334  | (19.2%) | 15   | (75.0%) | 319             | (18.5%) | 366 | (20.5%) |
| 財務書類等の情報を基に、市場公募債の説明会において財政状況を説明した                       | 6    | (12.8%) | 6    | (0.3%)  | 4    | (20.0%) | 2               | (0.1%)  | 12  | (0.7%)  |
| 上記以外の活用                                                  | 1    | (2.1%)  | 33   | (1.9%)  | 1    | (5.0%)  | 32              | (1.9%)  | 34  | (1.9%)  |

統一的な基準による財務書類の整備予定等調査（平成30年3月31日時点）より

# 財務書類等の活用方法

行政内部での活用 ⇒ 人口減少が進展する中、限られた財源を「賢く使うこと」につなげる

## 財政指標の設定

財務書類に係る各種指標を設定

→ 有形固定資産減価償却率を踏まえた公共施設等マネジメント等

## 適切な資産管理

### マクロ的視点

- 将来の施設更新必要額の推計
  - 施設の更新経費の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討
- 未収債権の徴収体制の強化
  - 貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

## セグメント分析

### ミクロ的視点

事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能

- 予算編成への活用
  - ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討
- 施設の統廃合
  - 施設別コストの分析による統廃合の検討
- 受益者負担の適正化
  - 受益者負担割合による施設使用料の見直し
- 行政評価との連携
  - 利用者1人当たりコスト等を活用して評価

## 行政外部での活用

### 情報開示

- 住民への公表や地方議会での活用
  - 財務書類のわかりやすい公表や議会審議の活性化

- 地方債IRへの活用
  - 市場関係者に対する説明資料として活用
- PPP／PFIの提案募集
  - 固定資産台帳の公表により民間提案を募集



# 財務書類の数値を用いた主な指標について

従来の決算統計に基づく財政指標や地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）における健全化指標等の指標に加え、財務書類のデータ等による指標を分析することにより、当該地方公共団体の財政状況を多角的に分析することが可能となります。

また、これまでの研究会等で示された主な指標は次のとおりですが、これらの指標は経年で比較することや類似団体と比較することにより、全体の大まかな傾向を把握するのに有効ですが、単年度に発生した取引の影響で大きく数値が変動する可能性があることなどから、必ずしも地方公共団体の状況が正確に反映されない場合もあることに留意が必要です。

なお、詳細については「地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書」の本体を参照してください。

| 分析の視点          | 住民等のニーズ                                      | 指標                                                                                                                             |
|----------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資産形成度          | 将来世代に残る資産はどのくらいあるか                           | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 住民一人当たり資産額</li><li>▶ 有形固定資産の行政目的別割合</li><li>▶ 歳入額対資産比率</li><li>▶ 有形固定資産減価償却率</li></ul> |
| 世代間公平性         | 将来世代と現世代との負担の分担は適切か                          | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 純資産比率</li><li>▶ 社会資本等形成の世代間負担比率</li></ul>                                              |
| 持続可能性<br>(健全性) | 財政に持続可能性があるか<br>(どのくらい借金があるか)                | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 住民一人当たり負債額</li><li>▶ 基礎的財政収支</li><li>▶ 債務償還可能年数</li></ul>                              |
| 効率性            | 行政サービスは効率的に提供されているか                          | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 住民一人当たり行政コスト</li><li>▶ 性質別・行政目的別行政コスト</li></ul>                                        |
| 自律性            | 歳入はどのくらい税金等でまかなわれているか<br>(受益者負担の水準はどうなっているか) | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 受益者負担の割合</li></ul>                                                                     |

## ○ 住民一人当たり資産額

- 資産額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり資産額とすることにより、住民等にとって理解しやすい情報になるとともに、他団体との比較が容易になります。

### 算定式

- 資産合計÷住民基本台帳人口

## ○ 有形固定資産の行政目的別割合

- 有形固定資産の行政目的別（生活インフラ・国土保全、福祉、教育等）の割合を算出することにより、行政分野ごとの社会資本形成の比重を把握することができます。
- 経年比較や類似団体との比較により資産形成の特徴を把握し、今後の資産整備の方向性検討の参考になります。

## ○ 歳入額対資産比率

- 当該年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを把握することができます。

### 算定式

- 資産合計÷歳入総額

## ○ 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。
- 行政目的別や施設別の比率も算出することができます。

### 算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

## ○ 純資産比率

- 純資産の変動は、将来世代と過去及び現世代との間で負担の割合が変動したことを意味します。
- たとえば、純資産の増加は、過去及び現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味する一方、純資産の減少は、将来世代が利用可能な資源を過去及び現世代が費消して便益を享受していると捉えることができます。
- 固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内訳にも留意する必要があります。

### 算定式

$$\text{純資産} \div \text{資産合計}$$

## ○ 社会資本等形成の世代間負担比率

- 有形固定資産などの社会資本等に対して、将来の償還等が必要な負債による調達割合（公共資産等形成充当負債の割合）を算定することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を把握することができます。

### 算定式

$$\text{社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）} = \frac{\text{地方債残高}^{(*)}}{\text{有形・無形固定資産合計}}$$

※ 地方債残高…附属明細書（地方債（借入先別）

## ○ 住民一人当たり負債額

- 負債額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり負債額とすることにより、住民にとって理解しやすい情報になるとともに、他団体との比較が容易になります。

### 算定式

- 負債合計÷住民基本台帳人口

## ○ 基礎的財政収支(プライマリーバランス)

- 資金収支計算書上の業務活動収支(支払利息支出を除く。)及び投資活動収支の合算額を算出することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標となり、当該バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率は増加せず、持続可能な財政運営が実現できていると捉えることができます。
- ただし、基礎的財政収支は国の財政健全化目標にも用いられているが、地方の場合は国とは異なって、建設公債主義等がより厳密に適用されており、原則として赤字公債に依存することができないため、国と地方で基礎的財政収支を一概に比較すべきでない点に留意が必要です。

### 算定式

$$\text{基礎的財政収支} = \text{業務活動収支(支払利息支出を除く。)} + \text{投資活動収支}$$

## ○ 債務償還可能年数

- 当該年度のストック情報である実質債務(将来負担額－充当可能基金残高)が当該年度のフローの業務活動収支の黒字分等を償還財源とする場合にその何年分あるか示す指標です。
- 償還財源として、減収補填債特例分発行額や臨時財政対策債発行可能額を含めた業務収入と業務支出の差額を用いていますが、所有していない資産の整備費用については、資産に計上されず、業務支出に含まれる一方、それに充当した地方債は業務収入には含まれないためアンバランスになることに留意が必要です

### 算定式

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額}(\text{※1}) - \text{充当可能基金残高}}{\text{業務収入等}(\text{※2}) - \text{業務支出}(\text{※3})}$$

※1 将来負担額及び充当可能基金残高については、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式による。

※2 業務収入は、資金収支計算書(地方公会計)における業務収入(地方税、地方交付税等)による。また、業務収入等は、「業務収入＋減収補填債特例分発行額＋臨時財政対策債発行可能額」とする。

※3 業務支出は、資金収支計算書(地方公会計)における業務支出(人件費、物件費、補助金等)による。

## ○ 住民一人当たり行政コスト

- 行政コスト計算書で算出される行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり行政コストとすることにより、行政活動の効率性を見ることができます。

### 算定式

$$\text{純行政コスト} \div \text{住民基本台帳人口}$$

## ○ 性質別・行政目的別行政コスト

- 行政コスト計算書では、性質別(人件費、物件費等)の行政コストが計上されており、また、附属明細書では、行政目的別(生活インフラ・国土保全、福祉、教育等)の行政コストが計上されています。これらを経年比較することにより、行政コストの増減項目の分析をすることができます。
- 性質別・行政目的別行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり性質別・行政目的別行政コストとすることにより、地方公共団体の行政活動に係る効率性を測定することができます。
- 類似団体との比較により当該団体の効率性を評価することができます。

## ○ 受益者負担の割合(受益者負担比率)

- 行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額を表すため、これを経常費用と比較することにより、行政サービス提供に対する直接的な負担の割合を算出することができます。
- また、事業別・施設別に算出することにより、受益者負担の割合を詳細に分析することもできます。
- 受益者負担に類似するものであっても、分担金や負担金として徴収しているものについては経常収益に含まれないため、課題の設定によっては、分担金や負担金を加えた比率で分析することが考えられます。

### 算定式

$$\text{受益者負担比率} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$$

# 「地方公会計の活用の促進に関する研究会」について

## 1. 趣旨

平成29年度までに概ね統一的な基準による地方公会計の整備が完了するところであり、今後は、各地方公共団体において地方公会計の活用が図られることが必要であることから、先進事例の更なる収集・分析及び財務書類等の新たな活用方策の検討を行うため、「地方公会計の活用の促進に関する研究会」を開催する。併せて、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(以下「マニュアル」という。)の内容について、実態に即して検証を行う。

## 2. 主な検討内容

- (1) 財務書類及び固定資産台帳の適切な作成・更新のための方法
- (2) 財務書類等の分析手法
- (3) 固定資産台帳の公表のあり方
- (4) 地方公共団体の課題解決プロセスに沿った財務書類等の活用事例の紹介
- (5) その他マニュアルの改正 等

## 3. 開催期間

平成29年10月～平成30年3月(計4回)

## 4. 構成員

|        |        |                            |      |
|--------|--------|----------------------------|------|
| (座長)   | 小西 砂千夫 | 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授   | ※敬称略 |
| (メンバー) | 天川 竜治  | 熊本県宇城市総務部財政課長              |      |
|        | 稲沢 克祐  | 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授      |      |
|        | 小松 靖弘  | 浜松市財務部次長                   |      |
|        | 小室 将雄  | 有限責任監査法人トーマツパートナー 公認会計士    |      |
|        | 菅原 正明  | 公認会計士・税理士                  |      |
|        | 関口 智   | 立教大学経済学部経済政策学科教授           |      |
|        | 高橋 晶子  | 新日本監査法人シニアマネージャー 公認会計士     |      |
|        | 土田 文紹  | 東京都会計管理局新公会計制度担当課長         |      |
|        | 中川 美雪  | 有限責任あずさ監査法人シニアマネージャー 公認会計士 |      |
|        | 宮澤 正泰  | 習志野市会計管理者                  |      |

## 5. 研究会に関する資料及び報告書

- ・ 全4回の研究会の開催に関する資料及び報告書については、総務省のホームページにおいて公表。  
「地方公会計の活用の促進に関する研究会」 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/kokaikei\\_sokushin/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/kokaikei_sokushin/index.html)
- ・ 研究会の結果を受け、「統一的基準による地方公会計マニュアル」を改訂及び公表(近日中)。



# 地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書概要（平成30年3月公表）

## 1 地方公会計の活用に向けて

- ・ 地方公会計については、整備の段階から活用の段階へステージが変わってきているが、適切に固定資産台帳を更新し、財務書類を適切に作成することが前提。その上で、財務書類及び各種指標の類似団体比較、経年比較等により、多面的に状況を分析することが可能となる。
- ・ これらの情報を課題の解決に向けたプロセスにおいて利用することにより、適切な判断が行うことができるようにすることが重要。

## 2 財務書類等の適切な作成のために

### (1) 固定資産台帳の更新

- ・ 東京都、浜松市、習志野市、宇城市、和光市の固定資産台帳の更新実務の実例を参考に、新たに取得した資産の登録や支出に関連しない除却等の確認方法、更新のスケジュール等について、具体的な取組方法を整理。

### (2) 固定資産台帳の公表

- ・ 民間事業者のヒアリングを踏まえ、公有財産の利活用等を提案する側としても、固定資産台帳の情報は有用であること、公表にあたっては編集可能なデータ形式が望ましいこと等を確認。利活用したい資産がある場合には、固定資産台帳の公表と併せて、その意向等を示すことが有効。

### (3) 財務書類の適切な作成に資するチェックリスト

- ・ 統一的な基準に沿って財務書類が正確に作成され、資産負債内訳簿等の金額と整合性がとれていること等を確認するためのチェックリストを整理。

## 3 財務書類等の見方及び分析方法について

### (1) 財務書類の見方

- ・ 財務4表のそれぞれについて、地方公共団体特有の制度を踏まえ、注目すべき勘定科目や併せて確認すべき附属明細書、注記の記載とその意味、財務書類には計上されていない資産の存在等分析に当たって留意すべき事項等を整理。

### (2) 指標等による分析

- ・ 財務書類等のデータから得られる主な指標の算出方法と、その数値から得られる情報及び留意事項等について整理。なお、財務書類及び指標については、経年比較や類似団体の比較により分析することが有効。
- ・ 事業別・施設別等のセグメント分析に必要な費用の配賦基準等については今後の検討課題。

### (3) 事例

- ・ 11事例について活用に至るまでのプロセス等に沿って整理。

## 4 その他

- ・ 地方公共団体の職員に対する人材育成が極めて重要。総務省が行っている研修については活用に向けた取組を習得できる内容への転換や充実が望まれる。
- ・ 実務の進捗を踏まえ、「統一的基準による地方公会計マニュアル」の各手引き等を改正。

→この報告書を踏まえ、「統一的な基準による公会計マニュアル」を改訂・公表予定（近日中）

# 「地方公会計の推進に関する研究会」について

## 1. 趣旨

ほぼ全ての地方公共団体において統一的な基準による地方公会計が整備されたところであり、今後は、各地方公共団体において同基準による固定資産台帳の更新及び財務書類の作成・公表が毎年度適切に行われるとともに、これらの情報が資産管理や予算編成などに活用されることが必要であることから、活用の具体的な方法の検討及び先進事例の更なる収集等を行うため、「地方公会計の推進に関する研究会」を開催する。

## 2. 主な検討内容

- (1) セグメント分析の手法に関する検討
- (2) 財務書類等から得られる指標の検証等
- (3) 公会計情報の収集・比較可能な形による公表

## 3. 開催期間

平成30年6月～平成30年12月（4回程度）

## 4. 構成員

|        |        |                          |      |
|--------|--------|--------------------------|------|
| (座長)   | 小西 砂千夫 | 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授 | ※敬称略 |
| (メンバー) | 天川 竜治  | 熊本県宇城市総務部次長              |      |
|        | 荒川 溪   | 北海道大学公共政策大学院准教授          |      |
|        | 石原 和己  | さいたま市財政課課長補佐             |      |
|        | 小室 将雄  | 有限責任監査法人トーマツパートナー 公認会計士  |      |
|        | 菅原 正明  | 公認会計士・税理士                |      |
|        | 関口 智   | 立教大学経済学部経済政策学科教授         |      |
|        | 高橋 晶子  | 新日本監査法人シニアマネージャー 公認会計士   |      |
|        | 田中 弘樹  | 愛媛県砥部町企画財政課課長補佐          |      |
|        | 土田 文紹  | 東京都会計管理局新公会計制度担当課長       |      |
|        | 中川 美雪  | 公認会計士                    |      |

## 5. 研究会に関する資料

- ・ 各回の研究会の開催に関する資料については、総務省のホームページにおいて公表。  
「地方公会計の推進に関する研究会」 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/chihokou\\_sokushin/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihokou_sokushin/index.html)
- ・ 平成31年1月を目途に研究会報告書を取りまとめ予定。



## □ 財務書類の活用事例

## 【事例】有形固定資産減価償却率の公共施設等マネジメントへの活用

### 背景・目的

- 市全体の有形固定資産減価償却率だけでなく、施設類型別の有形固定資産減価償却率を把握することで、公共施設等のマネジメントに活用する。

### 事例概要

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。

- 全体の有形固定資産減価償却率は43.3%であるが、小学校は38.1%、保育園は52.4%となっており、保育園の有形固定資産減価償却率が高くなっている。

小学校と保育園のどちらの老朽化対策の優先度が高いか…

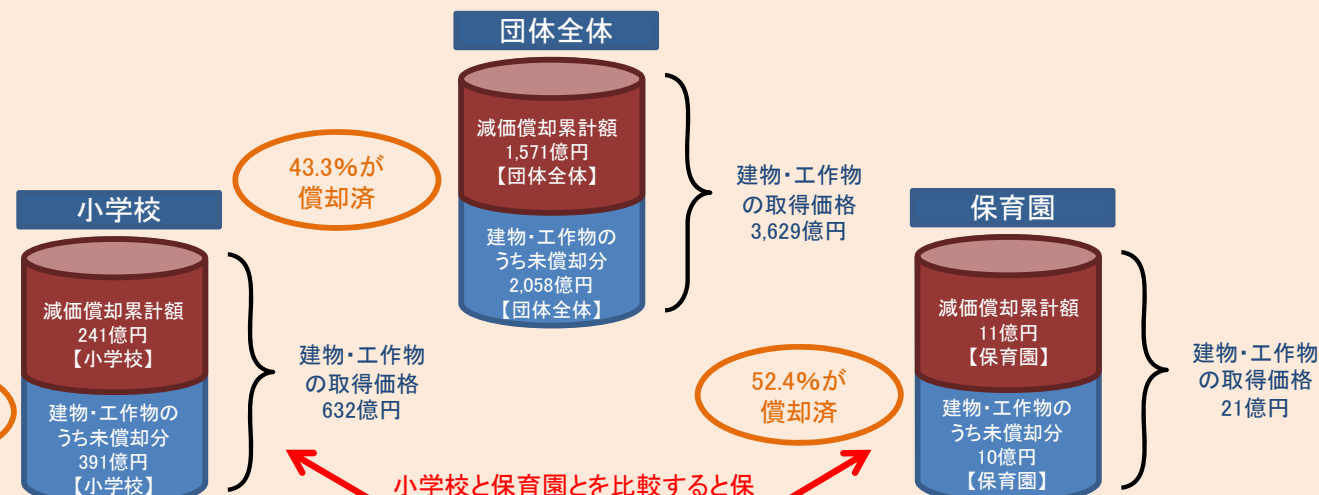
38.1%が償却済

43.3%が償却済

52.4%が償却済

小学校と保育園とを比較すると保育園の方がより老朽化しているといえる！！

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産(建物及び工作物)の貸借対照表計上額} + \text{減価償却累計額}}$$



### 効果等

- 当該有形固定資産減価償却率や実際の損耗状況等も踏まえつつ、公共施設等総合管理計画の策定を進めていくこととしている。
- 公共施設等の老朽化対策の優先度を踏まえたメリハリのある予算編成につなげることも期待される。

# 将来の施設更新必要額の推計

マクロ的視点

2

## 【事例】将来の施設更新必要額の推計（東京都稲城市）

### 背景・目的

- 国・地方公共団体共通の課題として、インフラを含む公共施設等の老朽化対策がある。
- 当該課題を数値として把握するために、将来の施設更新必要額のシミュレーションをすることとした。

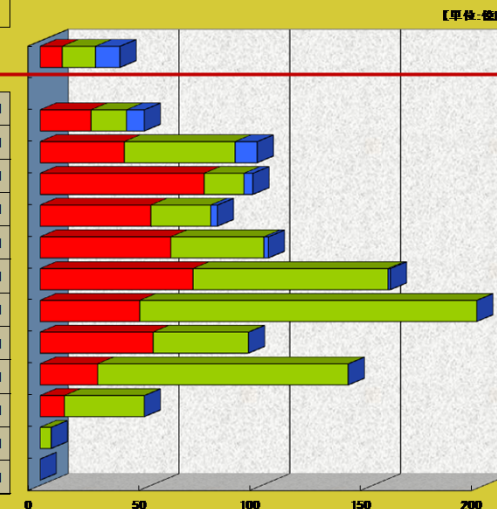
### 事例概要

- 財務書類を作成するために整備した固定資産台帳のデータを活用し、次の①・②を前提条件として、将来の施設更新必要額を推計した。
  - ① 全ての施設を再調達価額で更新する。
  - ② 耐用年数終了時に施設の更新を行う。
- 時期によって施設更新必要額にバラツキがあり、また、全体として施設更新に相当なコストが必要ながことが判明した。
- 施設の更新時期の平準化や総量抑制等を図るため、適切な更新・統廃合・長寿命化を実施することが必要である。

### 将来の施設更新必要額（推計）

H25.3

| 年度            | 建物 | 公共施設<br>(道路含む) | その他 | 合計  | 年平均   |
|---------------|----|----------------|-----|-----|-------|
| ～2011         | 10 | 15             | 11  | 36  |       |
| 2012～<br>2015 | 23 | 16             | 8   | 48  | 10 億円 |
| 2017～<br>2021 | 38 | 50             | 10  | 98  | 20 億円 |
| 2022～<br>2026 | 74 | 18             | 4   | 96  | 19 億円 |
| 2027～<br>2031 | 50 | 27             | 3   | 80  | 16 億円 |
| 2032～<br>2036 | 59 | 42             | 2   | 103 | 21 億円 |
| 2037～<br>2041 | 69 | 38             | 1   | 158 | 32 億円 |
| 2042～<br>2046 | 45 | 152            | 0   | 197 | 39 億円 |
| 2047～<br>2051 | 51 | 43             | 0   | 94  | 19 億円 |
| 2052～<br>2056 | 26 | 113            | 0   | 139 | 28 億円 |
| 2057～<br>2061 | 11 | 36             | 0   | 47  | 9 億円  |
| 2062～<br>2066 | 0  | 5              | 0   | 5   | 1 億円  |
| 2067～<br>2076 | 0  | 0              | 0   | 0   | 0 億円  |



～2076 456 605 39 1,101

この他に公債の返済、新設備の建設費が必要です。  
(全ての資産を現在価格で作り直す。耐用年数終了時に設備の更新を行う。)の二つの前提条件で集計しています。

### 効果等

- 公共施設等の老朽化対策という課題を「見える化」することにより、庁内で問題意識を共有することができた。
- 当該推計結果等も活用しつつ、公共施設等総合管理計画の策定を進めていくこととしている。

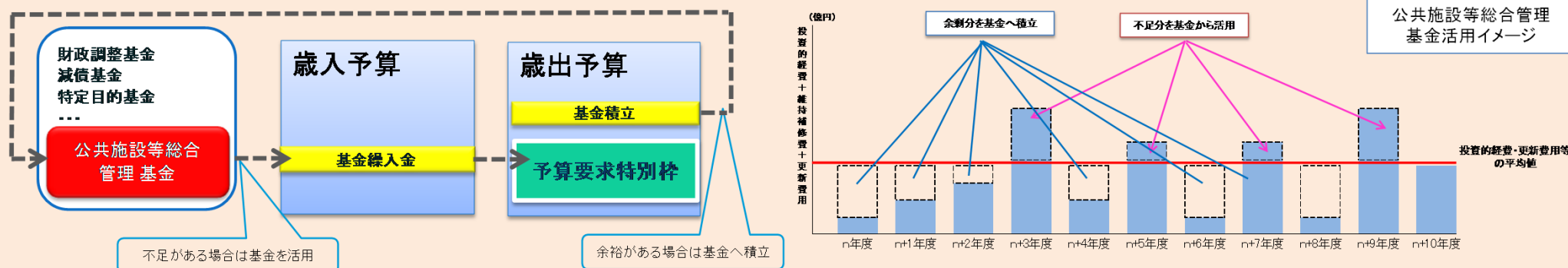
## 【事例】適切な資産管理のための基金の創設（京都府相楽郡精華町）

### 背景・目的

- 将来発生する公共施設等の更新需要に備えるため、長期的な視点を持って、公共施設等の更新や長寿命化対策を計画的に行うとともに、所要の財源の確保、財政負担の平準化を図る必要がある。

### 事例概要

- 資産所管課において、耐用年数が到来した資産について資産の建替・修繕・廃棄の要否を検討の上で、建替・修繕にかかる経費を推計。
- 施設設備の老朽化対策、予防保全、中長期的なコスト削減を可能とする事業に優先的配分するための「予算要求特別枠」を創設。
- 将来発生する投資的経費等の年度間の不均衡に対応するため、公共施設等総合管理基金を創設。



### 効果等

- 公共施設等総合管理基金を創設し、新たに通常予算枠とは別枠で設ける予算要求特別枠の財源としても活用することで、財源をローリングし、公共施設マネジメントに備えた実効性のある予算の編成が期待できる。

## 【事例】各種財政指標による類似団体比較（静岡県浜松市）

### 背景・目的

- 発生主義・複式簿記に基づく財務書類の作成によって把握可能となる各種財政指標を住民に示す必要がある。
- 当該団体の各種財政指標を類似団体の各種財政指標と併せて示すことで、住民にとってわかりやすい情報開示を行う。

### 事例概要

- 市民一人当たり資産額、歳入額対資産比率等の各種財政指標について、他の政令指定都市（基準モデル）の各種財政指標と比較して表示

- 浜松市の財政指標（例）

- ✓ 市民一人当たり資産額（2,459千円）  
→ 他の4市の平均値と概ね同じレベルである。
- ✓ 歳入額対資産比率（6.8年）  
→ 他の4市の平均値と比べて高くなっており、その分、資産の維持管理コストが必要になる。
- ✓ 市民一人当たり負債額（415千円）  
→ 他の4市の平均値と比べて低くなっている。

| 区分                 | 単位  | H25   | H24    |          |          |          |          |          |
|--------------------|-----|-------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                    |     | 浜松市   | 浜松市    | 4市平均     | 川崎市      | 新潟市      | 堺市       | 広島市      |
| 市民一人当たり資産額         | 千円  | 2,459 | 2,463  | 2,402    | 2,979    | 1,650    | 2,434    | 2,543    |
|                    | 指数  | 100   | 100    | 98       | 121      | 67       | 99       | 103      |
| 歳入額対資産比率           | 年   | 6.8   | 7.1    | 5.4      | 7.0      | 4.0      | 5.8      | 4.7      |
|                    | 指数  | 100   | 104    | 79       | 103      | 59       | 85       | 69       |
| 純資産比率              | %   | 83.1  | 83.2   | 68.7     | 74.0     | 59.9     | 79.8     | 61.2     |
|                    | 指数  | 100   | 100    | 83       | 89       | 72       | 96       | 74       |
| 将来世代負担比率           | %   | 9.0   | 9.0    | 20.5     | 17.8     | 25.5     | 10.8     | 28.0     |
|                    | 指数  | 100   | 100    | 228      | 198      | 283      | 120      | 311      |
| 市民一人あたり負債額         | 千円  | 415   | 415    | 730      | 776      | 663      | 492      | 987      |
|                    | 指数  | 100   | 100    | 176      | 187      | 160      | 119      | 238      |
| 資金収支計算書における基礎的財政収支 | 百万円 | 1,214 | 11,414 | △ 20,902 | △ 11,864 | △ 28,440 | △ 15,822 | △ 27,480 |
|                    | 指数  | 100   | 940    | △ 1,722  | △ 977    | △ 2,343  | △ 1,303  | △ 2,264  |
| 市民一人当たりの純経常行政コスト   | 千円  | 263   | 255    | 318      | 282      | 330      | 319      | 341      |
|                    | 指数  | 100   | 97     | 121      | 107      | 125      | 121      | 130      |

※1 年度末人口は3月31日現在の住民基本台帳人口 ※2 4市平均は単純平均値 ※3 指数は、H25浜松市を100としたときの割合を反映した数字

各種財政指標は概ね問題ないレベルであるが、「歳入額対資産比率」が他の4市を上回っていることから、今後、資産の過半を占めるインフラ資産のあり方等を検討する必要がある。

### 効果等

- 各種財政指標を用いて類似団体との比較をすることで、自市の財政状況をわかりやすく住民へ説明することができた。
- 資産規模が比較的過大であるという可能性を踏まえ、公共施設等総合管理計画の策定過程で議論を深めることとなった。

## 【事例】未収債権の徴収体制の強化（千葉県習志野市）

### 背景・目的

- 未収債権の種類毎に担当課が分かれる中で、全庁統一的な基準による徴収手続きが実施されていなかった。
- 貸借対照表で市全体の債権額が改めて明らかとなり、未収債権の徴収体制の強化の必要性が認識されるようになった。

### 事例概要

- 貸借対照表で市全体の債権額が改めて明らかとなり、未収債権の徴収体制の強化が行われた。

#### 平成24年度貸借対照表(単体)

【資産の部】 (円)

|        |               |
|--------|---------------|
| 債権     | 8,232,286,996 |
| 税等未収金  | 2,842,684,333 |
| 未収金    | 1,108,896,584 |
| 貸付金    | 4,544,682,918 |
| その他の債権 | 6,675,480     |
| 貸倒引当金  | ▲270,652,319  |

※「平成24年度公会計白書(資料編)」に  
債権の種類毎の担当課作成資料を掲載

- ✓ 貸倒引当金を控除しても債権が82億円  
余りも存在している。
- ✓ その内訳は、市税、介護保険料、市営  
住宅使用料、給食費等、複数の担当課に  
またがっている。

#### 全庁的な取組体制の構築

- ① 債権管理条例の制定(H25.4.1)
  - 全庁における債権管理の適正化、統一的な徴収手続きについて規定
- ② 債権管理課の設置(H25.4.1)
  - 当該課において徴収困難事案を集中処理
- ③ 債権管理連絡会議の設置(H26.9.1)
  - 関係各課における徴収の取組についての情報共有や連絡体制の構築

### 効果等

- 貸借対照表によって市全体の債権額が「見える化」されたことを契機として、未収債権の徴収体制が強化された。
- 貸倒引当金が財務書類に記載されることで、控除後の債権額が最低徴収目標となり、職員の取組意識が向上している。



# セグメント分析（予算編成への活用）

ミクロ的視点

1

## 【事例】ライフサイクルコストまでを含めた施設建設の検討（静岡県浜松市）

### 背景・目的

- 予算編成で施設の新規建設を議論する場合、従来は建設費用（イニシャルコスト）を中心に議論が行われており、将来の維持管理費用や更新費用（ライフサイクルコスト）までを含めた議論が必ずしも十分ではなかった。

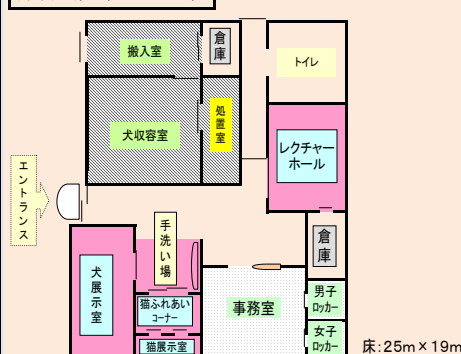
### 事例概要

- 動物愛護センターの新規建設に関する予算編成に際して、施設別行政コスト計算書（試算）を審査資料として活用した。
- 具体的には、以下の2つの施設規模案（500㎡・1,000㎡）について、施設別行政コスト計算書（試算）を作成して、維持管理費用等のライフサイクルコストまでを含めた総合的な議論を行った。

施設別行政コスト計算書（試算） [参考]建設費用:2.5億円

| 第1案(500㎡) (単位:千円) |        |        |
|-------------------|--------|--------|
| 項目                | 金額     | 構成比    |
| 人にかかるコスト          | 22,248 | 54.6%  |
| 人件費               | 20,783 | 51.0%  |
| 退職手当引当金繰入額        | 1,465  | 3.6%   |
| 物にかかるコスト          | 18,506 | 45.4%  |
| 物件費               | 8,100  | 19.9%  |
| 維持補修費             | 600    | 1.5%   |
| 減価償却費             | 9,806  | 24.1%  |
| その他のコスト           | 0      | 0.0%   |
| 公債費利子             | 0      | 0.0%   |
| その他               | 0      | 0.0%   |
| 合計                | 40,754 | 100.0% |

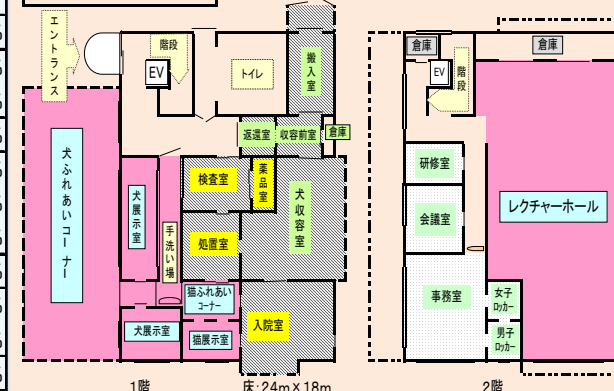
平面図 第一案 500㎡案



施設別行政コスト計算書（試算） [参考]建設費用:4.3億円

| 第2案(1,000㎡) (単位:千円) |        |        |
|---------------------|--------|--------|
| 項目                  | 金額     | 構成比    |
| 人にかかるコスト            | 22,248 | 45.4%  |
| 人件費                 | 20,783 | 42.4%  |
| 退職手当引当金繰入額          | 1,465  | 3.0%   |
| 物にかかるコスト            | 26,800 | 54.6%  |
| 物件費                 | 9,900  | 20.2%  |
| 維持補修費               | 600    | 1.2%   |
| 減価償却費               | 16,300 | 33.2%  |
| その他のコスト             | 0      | 0.0%   |
| 公債費利子               | 0      | 0.0%   |
| その他                 | 0      | 0.0%   |
| 合計                  | 49,048 | 100.0% |

平面図 第二案 1,000㎡案



### 効果等

- 施設別行政コスト計算書等の財務書類を予算編成に積極的に活用するという意識の醸成が図られた。
- 予算編成において、施設の維持管理費用等のライフサイクルコストまでを含めた総合的な議論が行われた。

# セグメント分析（予算編成への活用）

ミクロ的視点

2

## 【事例】 予算要求特別枠による中長期的なコストの削減（愛媛県伊予郡砥部町）

### 背景・目的

- 予算の編成過程において、施設別・事業別財務書類の活用や中長期的なコストの「見える化」により、限られた財源を賢く使うことを促進していく。

### 事例概要

- 平成28年度において、公会計を活用した「予算要求特別枠」を設定。中長期的なコスト減につながる事業(蛍光灯のLED化、高耐久性部材の導入等)については、通常の予算要求枠とは別枠での予算要求を可能とした。
- 各担当課は、施設別・事業別の財務書類を審査資料として財政当局に提出。中長期的なコスト減の検証などを行っていく。

#### 年間コスト比較（イメージ） [施設別のライフサイクルコスト(試算)]

|            | 初期費用    | 初期費用／耐用年数 |
|------------|---------|-----------|
| 蛍光灯        | 300万円   | 150万円     |
| 蛍光灯型LEDランプ | 1,000万円 | 100万円     |

LED化した場合、年間50万円削減でき、電気代の削減も2割程度期待。

中長期的にはLED照明器具の方が安くなるため、LEDを選択。

※耐用年数について、通常の蛍光灯は2年、LEDライトは10年と仮定  
※この他、電気代の削減も2割程度期待できる。

### 効果等

- 「予算要求特別枠」を創設することにより、財務書類を積極的に活用し、中長期的なコストを意識した予算編成を行う機運が醸成された。

# セグメント分析（予算編成への活用）

ミクロ的視点

3

## 【事例】 予算編成のための行政コストの比較（熊本県宇城市）

### 背景・目的

- 合併時点では、事業や施設管理の予算編成の基準が旧町ごとに異なっており、予算編成時点で行政コスト等の比較検討をすることが必要となっていた。

### 事例概要

- 予算科目を設定する際、款・項・目の下に担当係別に施設別等に事業単位を設定することで、予算編成時点において事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成し、比較分析。

| 款 | 款名称 | 項 | 項名称   | 目 | 目名称  | 事業連番 | 事業名称       |
|---|-----|---|-------|---|------|------|------------|
| 9 | 教育費 | 5 | 社会教育費 | 5 | 図書館費 | 200  | 図書館一般経費    |
| 9 | 教育費 | 5 | 社会教育費 | 5 | 図書館費 | 202  | 図書館運営委員会経費 |
| 9 | 教育費 | 5 | 社会教育費 | 5 | 図書館費 | 203  | A図書館施設管理経費 |
| 9 | 教育費 | 5 | 社会教育費 | 5 | 図書館費 | 204  | B図書館施設管理経費 |
| 9 | 教育費 | 5 | 社会教育費 | 5 | 図書館費 | 205  | C図書館施設管理経費 |
| 9 | 教育費 | 5 | 社会教育費 | 5 | 図書館費 | 206  | D図書館施設管理経費 |
| 9 | 教育費 | 5 | 社会教育費 | 5 | 図書館費 | 207  | E図書館施設管理経費 |
| 9 | 教育費 | 5 | 社会教育費 | 5 | 図書館費 | 1051 | 図書館職員人件費   |
| 9 | 教育費 | 5 | 社会教育費 | 5 | 図書館費 | 1143 | 図書館建設経費    |
| 9 | 教育費 | 5 | 社会教育費 | 5 | 図書館費 | 1230 | 移動図書館事業費   |

「図書館施設管理経費」とひとくくりにするのではなく、各図書館単位で設定

### 効果等

- 予算科目の細かい設定により、予算編成時点で事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することが可能となった。
- 行政コスト計算等により、利用者一人当たりコスト、利用状況等を勘案した上で、施設や事業の在り方を検討することが可能となった。

## 【事例】セグメント分析による図書館の統廃合（熊本県宇城市）

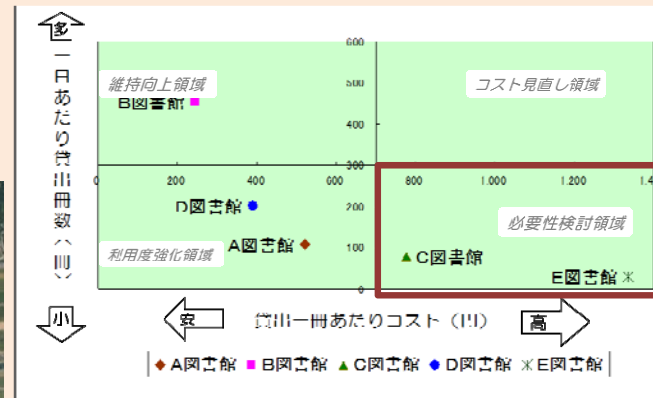
### 背景・目的

- 合併に伴い、同種同規模の建物が旧町ごとに存在している現状は、少子高齢化、市民ニーズの多様化、合併による生活圏の変化に合致した施設規模・配置では必ずしもなくなっている。
- 多くの施設を維持管理する上で、更新又は大規模改修が必要な施設に計画的かつ適切な保全管理ができていない。

### 事例概要

- 財務書類をもとに作成した「施設白書」のデータを使い、一日当たりの貸出冊数、貸出一冊当たりのコストをグラフ化し、4つのグループに分け、各図書館の評価分析を実施。
- 必要性検討領域にある2つの図書館について、以下の要素も考慮しながら、移転、解体等を検討。

- ・耐震性
- ・地理的要素 等



### 効果等

- 検討の結果、耐震性が低いC図書館については、平成27年度解体撤去。
- 市街地中心部から離れていたE図書館はA図書館の分館として中心部にある支所に移転（貸出冊数が倍増（1,500冊→3,000冊/月））。E図書館であったスペースは手狭になった郷土資料館の拡張に利用。

# セグメント分析（受益者負担の適正化）

ミクロ的視点

5

## 【事例】セグメント分析による施設使用料の適正化（千葉県浦安市）

### 背景・目的

- 平成16年8月、浦安市行政改革推進委員会より「使用料等基準に関する意見書」の提言を受け、受益と負担の原則に基づき公正かつ透明性の高い受益者負担制度の運用に資するため、「使用料等設定及び改定基準について（指針）」を策定

### 事例概要

- 施設別行政コスト計算書（右表）の経常費用の金額等を活用して、使用料等算定表（下表）に基づきトータルコストを算出
- 当該トータルコストに対して施設類型毎の受益者負担率を設定し（100%、75%、50%、25%、0%の5段階）、これを基にあるべき使用料等を算定

| 使用料等算定表（例）                                                                                                                                             |        | 施設名 文化会館 |      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------|------|
| （算式）＜大会議室＞<br>使用面積に対する1時間当たり使用料<br>＝経常費用×使用床面積／建物延面積÷年間利用可能日数÷1日利用可能時間<br>＝359,017千円×179／8,688÷271÷12<br>＝2,275円<br>1時間当たり現行使用料（全日利用ベース）11,760÷12＝980円 |        |          |      |
| 算定額                                                                                                                                                    | 2,275円 | 受益者負担率   | 50%  |
| 負担率後額                                                                                                                                                  | 1,137円 | 現行使用料    | 980円 |

### 施設別行政コスト計算書（文化会館）

（単位：千円）

|               |  | H17（改定前） |
|---------------|--|----------|
| 【経常費用】        |  |          |
| 1. 経常業務費用     |  | 358,989  |
| ①人件費          |  | 0        |
| ②物件費          |  | 129,793  |
| 減価償却費         |  | 128,409  |
| その他           |  | 1,384    |
| ③経費           |  | 223,738  |
| ④業務関連費用       |  | 5,458    |
| 2. 移転支出       |  | 28       |
| 経常費用合計        |  | 359,017  |
| 【経常利益】        |  |          |
| 経常業務収益        |  | 25,425   |
| ①業務収益         |  | 25,425   |
| ②業務関連収益       |  | 0        |
| 経常収益合計        |  | 25,425   |
| 純経常費用（純行政コスト） |  | 333,592  |

### 効果等

- 現行使用料（980円）とあるべき使用料（1,137円）を比較し、改定率を1.2として改定後使用料を決定した。



## 【事例】セグメント分析による図書館の行政評価等（静岡県浜松市）

## 背景・目的

- 施設別の行政コスト計算書等による行政評価は既に実施していたが、当該評価結果を活用して具体的な予算編成につなげることが課題となっていた。

## 事例概要

## 行政評価における活用

| 行政コスト計算書 (単位：千円) |         |         |          |
|------------------|---------|---------|----------|
| 項目               | 25年度決算  | 18年度決算  | 増減       |
| 人にかかるコスト         | 40,706  | 43,431  | △ 2,725  |
| 人件費              | 37,866  | 39,714  | △ 1,848  |
| 退職手当引当金繰入        | 2,840   | 3,717   | △ 877    |
| 物にかかるコスト         | 53,090  | 71,653  | △ 18,563 |
| 物件費              | 24,784  | 43,908  | △ 19,124 |
| 維持補修費            | 811     | 250     | 561      |
| 減価償却費            | 27,495  | 27,495  | 0        |
| その他のコスト          | 7,006   | 12,653  | △ 5,647  |
| 公債費利子            | 7,006   | 12,653  | △ 5,647  |
| 合計               | 100,802 | 127,737 | △ 26,935 |
| 内訳               |         |         |          |
| 貸出サービス           | 71,569  | 89,416  | △ 17,847 |
| 施設サービス           | 10,080  | 12,774  | △ 2,694  |
| 講座サービス           | 19,153  | 25,547  | △ 6,394  |
| 利用状況等            |         |         |          |
| 図書等貸出サービス業務      |         |         | 0        |
| 貸出利用者数(人)        | 74,139  | 95,031  | △ 20,892 |
| 貸出冊数(冊)          | 303,292 | 334,949 | △ 31,657 |
| 施設サービス業務         |         |         | 0        |
| 施設利用回数(回)        | 7,275   | 10,086  | △ 2,811  |
| 講座サービス業務         |         |         | 0        |
| 講座受講者数(人)        | 2,111   | 2,866   | △ 755    |
| 評価指標 (単位：円)      |         |         |          |
| 貸出利用者1人当コスト      | 965     | 941     | 24       |
| 貸出1冊当コスト         | 236     | 267     | △ 31     |
| 施設サービス利用1回当コスト   | 1,386   | 1,267   | 118      |
| 講座サービス受講者1人当コスト  | 9,073   | 8,914   | 159      |

- 図書館開館直後のH18と直近のH25で比較

✓ 貸出1冊当たりコスト  
267円 → 236円  
(▲31円)

✓ 貸出利用者数  
95,031人 → 74,139人  
(▲20,892人)

- 貸出1冊当たりのコストは下がっているが、貸出利用者数が減少している。

- 今後はコスト削減が貸出利用者数の減少を招かないような工夫が必要である。

## 予算編成における活用

| 行政コスト計算書(指定管理料を物件費に一括計上) (単位：千円) |         |         |          |
|----------------------------------|---------|---------|----------|
| 項目                               | 26年度予算  | 25年度決算  | 増減       |
| 人にかかるコスト                         | 0       | 40,706  | △ 40,706 |
| 人件費                              | 0       | 37,866  | △ 37,866 |
| 退職手当引当金繰入                        | 0       | 2,840   | △ 2,840  |
| 物にかかるコスト                         | 91,574  | 53,090  | 38,484   |
| 物件費                              | 62,979  | 24,784  | 38,195   |
| 維持補修費                            | 1,100   | 811     | 289      |
| 減価償却費                            | 27,495  | 27,495  | 0        |
| その他のコスト                          | 5,967   | 7,006   | △ 1,039  |
| 公債費利子                            | 5,967   | 7,006   | △ 1,039  |
| 合計                               | 97,541  | 100,802 | △ 3,261  |
| 内訳                               |         |         |          |
| 貸出サービス                           | 69,254  | 71,569  | △ 2,315  |
| 施設サービス                           | 9,754   | 10,080  | △ 326    |
| 講座サービス                           | 18,533  | 19,153  | △ 621    |
| 利用状況等 26年度は25年度決算と同数と仮定          |         |         |          |
| 図書等貸出サービス業務                      |         |         | 0        |
| 貸出利用者数(人)                        | 74,139  | 74,139  | 0        |
| 貸出冊数(冊)                          | 303,292 | 303,292 | 0        |
| 施設サービス業務                         |         |         | 0        |
| 施設利用回数(回)                        | 7,275   | 7,275   | 0        |
| 講座サービス業務                         |         |         | 0        |
| 講座受講者数(人)                        | 2,111   | 2,111   | 0        |
| 評価指標 (単位：円)                      |         |         |          |
| 貸出利用者1人当コスト                      | 934     | 965     | △ 31     |
| 貸出1冊当コスト                         | 228     | 236     | △ 8      |
| 施設サービス利用1回当コスト                   | 1,341   | 1,386   | △ 45     |
| 講座サービス受講者1人当コスト                  | 8,779   | 9,073   | △ 294    |

- 予算編成に当たり、アウトソーシング化(指定管理者制度への移行)を検討

- H26に指定管理者制度に移行した場合の行政コスト計算書等を作成して比較検討

- H26に指定管理者制度に移行することで、コスト削減と市民サービス向上の両立が可能となった。

- ✓ コスト削減(▲3,261千円)
- ✓ 休館日(毎週月曜日)廃止

## 効果等

- 施設別の行政コスト計算書等を行政評価に活用するとともに、当該評価結果を予算編成に活用することによって、図書館のアウトソーシング化(指定管理者制度への移行)を行い、コスト削減と市民サービス向上の両立を図ることが可能となった。



# 情報開示（地方議会での活用）

1

## 【事例】地方議会での活用（岐阜県美濃加茂市）

### 背景・目的

- 議会に対する予算説明資料では、各事業にかかる人件費や減価償却費等が見えにくいことから、事業別にフルコストを表示したアニュアルレポートを作成し、議会に報告することとしている。

### 事例概要

- 財務書類やセグメント分析の概要をわかりやすくまとめたアニュアルレポートを作成・公表し、議会にも提出している。（別途、財務書類も議会に提出している。）
- アニュアルレポートには、全てのセグメント分析の結果を掲載するのではなく、任意で抽出した数事業を例示として掲載することにより、議会や住民に関心を持ってもらうことにしている。
- 実際に議会での質疑応答も行われている。

議員

A地区交流センターとB地区交流センターでは、利用者1人当たりの行政コストに2倍以上の差がある。市民サービスや行政コスト等の観点から、今後どのような運営をしていくのか。

民間委託等も含めて、地区交流センターの運営方法を検討していきたい。

担当課

#### A地区交流センター

（単位：千円）

| 行政コスト                      | 収入                   |
|----------------------------|----------------------|
| ①人にかかるコスト<br>9,829 (52.0%) | ①特定の財源<br>232 (1.2%) |
| ②物にかかるコスト<br>9,070 (48.0%) | ②その他の財源<br>(純行政コスト)  |
| ③業務関連コスト<br>0 ( 0.0%)      | 18,667 (98.8%)       |
| ④移転支出的なコスト<br>0 ( 0.0%)    |                      |
| 18,899(100.0%)             | 18,899 (100.0%)      |

利用者一人当たりのコスト

1,429円

(H23年度利用者数 13,227人)

市民一人当たりの税金等投入額

336円

(平成24年4月1日人口 55,505人)

#### B地区交流センター

（単位：千円）

| 行政コスト                      | 収入                  |
|----------------------------|---------------------|
| ①人にかかるコスト<br>9,829 (70.0%) | ①特定の財源<br>9 ( 0.1%) |
| ②物にかかるコスト<br>4,203 (30.0%) | ②その他の財源<br>(純行政コスト) |
| ③業務関連コスト<br>0 ( 0.0%)      | 14,023 (99.9%)      |
| ④移転支出的なコスト<br>0 ( 0.0%)    |                     |
| 14,032(100.0%)             | 14,032 (100.0%)     |

利用者一人当たりのコスト

3,567円

(H23年度利用者数 3,934人)

市民一人当たりの税金等投入額

253円

(平成24年4月1日人口 55,505人)

### 効果等

- 財務書類やセグメント分析等のアニュアルレポートにより議会での審議が活発化した。
- 議会での審議内容も踏まえ、地区交流センターの運営の民間委託が検討されることとなった。

# 情報開示（地方債IRへの活用）

2

## 【事例】地方債IR資料としての活用（東京都等）

### 背景・目的

- 地方債計画において、民間等資金の円滑な調達を図るため、市場公募地方債等の発行が推進されている。
- 財政状況を投資家等の市場関係者に正確に理解してもらうことで、市場公募地方債の安定した消化につなげる。

### 事例概要

- 投資家等の市場関係者に馴染みがあって理解されやすい連結財務書類等を地方債IR説明会の資料として活用
- 平成26年度の第13回市場公募地方債発行団体合同IR説明会では、半数程度の団体が貸借対照表等の財務書類を資料として活用



全国型市場公募地方債の発行額は増加傾向にある。

### 東京都全体の財務報告

#### 東京都全体の財務諸表

##### 対象範囲

- 東京都本体分・・・普通会計（一般会計及び13の特別会計）、普通会計の対象でない2つの特別会計、11の公営企業会計
- 東京都以外の団体・・・33の監理団体及び3つの地方独立行政法人

| (単位:億円)      |         |         |         |
|--------------|---------|---------|---------|
| 科 目          | 25年度    | 24年度    | 増減額     |
| 資産の部合計       | 475,243 | 473,087 | 2,156   |
| I 流動資産       | 31,203  | 29,251  | 1,952   |
| II 固定資産      | 443,980 | 443,773 | 207     |
| III 繰延資産     | 59      | 62      | △ 3     |
| 負債の部合計       | 141,530 | 146,780 | △ 5,250 |
| I 流動負債       | 19,436  | 17,983  | 1,452   |
| II 固定負債      | 122,093 | 128,796 | △ 6,703 |
| 正味財産の部合計     | 333,713 | 326,306 | 7,406   |
| 負債及び正味財産の部合計 | 475,243 | 473,087 | 2,156   |

|              |                |
|--------------|----------------|
| 資産<br>47.5兆円 | 負債<br>14.2兆円   |
|              | 正味財産<br>33.4兆円 |

- ・ 正味財産は33兆3,713億円で、前年度末対比7,406億円の増加となった。
- ・ 正味財産比率(資産に対する正味財産の割合)は、70.2%であり、前年度末対比1.2ポイント上昇した。
- ・ 今後も、東京都全体の財務状況を的確に把握して、将来にわたる都の財政負担を適正なものとしていくことが重要である。

平成26年度 東京都IR資料より

### 効果等

- 既存の予算・決算情報、健全化判断比率等に加えて、投資家等の市場関係者が理解しやすい連結財務書類等を地方債IR資料として活用することで、財政状況の透明性をより一層高めることができる。

# 情報開示（PPP／PFIの提案募集）

3

## 【事例】PPP／PFIの民間提案制度（福岡県福岡市）

### 背景・目的

- 公共サービス水準の向上、公共負担の削減及び公共資産の有効活用の観点から、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することが有効・有益である。

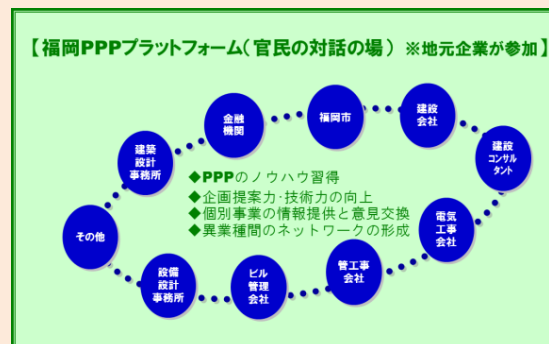
### 事例概要

- 地域完結型のPPPを実現するため、市と関連地域企業からなる「福岡PPPプラットフォーム」を設置し、PPP／PFIセミナーを継続的に開催している。
- 事業の実施自体について政策的な意思決定がなされているものを対象として、民間事業者からPPP／PFIの提案等を求めるための対象事業リストを毎年度作成・公表している。
- 平成26年度には、PPP／PFI民間提案等ガイドブックを策定し、民間提案等を受け付ける体制を整備した。

#### 対象事業リスト（平成26年度公表分からの抜粋）

| 事業名                 | 事業概要                                                      |
|---------------------|-----------------------------------------------------------|
| 市営住宅の建替             | 老朽化した市営住宅を計画的に建替えることにより、将来にわたって、安定的な供給を行う。                |
| 老朽化した学校の校舎等の建替      | 老朽化が進む学校施設（校舎、講堂兼体育館、プール等）の建替を行う。                         |
| 公園等の有効活用（みどり活用推進事業） | 公園や緑地、街路樹などの資産を有効活用し、賑わいの創出や憩いの場の提供、地域コミュニティの場としての魅力を高める。 |

#### 福岡PPPプラットフォーム



### 効果等

- 以上の取組等により、PPP／PFIが積極的に推進されているところであるが、今後、固定資産台帳を整備し、その内容を公表した場合、さらに積極的かつ実効性の高い民間提案等につながることを期待される。



# 公共施設等の総合管理について

□ 地方公共団体の取組状況と  
更なる適正管理の推進に向けて



# 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

## 背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

## 公共施設等総合管理計画の策定（平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請） ※平成26～28年度の3年間で策定

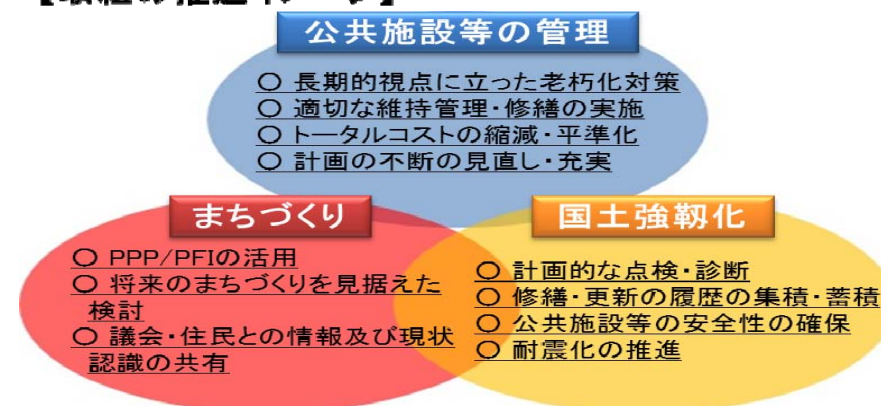
### <公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

### <公共施設等総合管理計画の策定状況>

平成30年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.6%の団体において策定が完了。

### 【取組の推進イメージ】



## 個別施設計画の策定（「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定） ※平成32年度までに策定

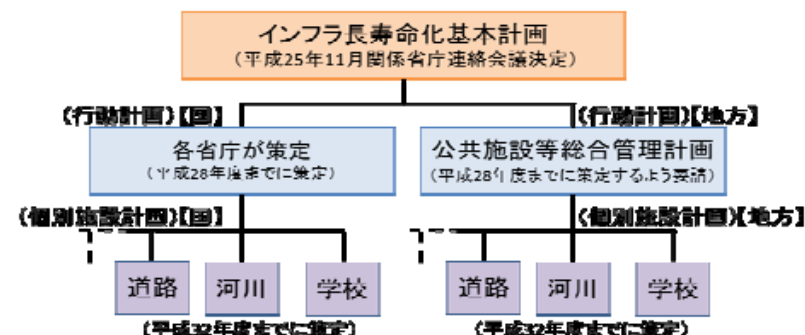
### <個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の現状や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

### 【インフラ長寿命化計画の体系】





# インフラ長寿命化計画の体系

「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」決定

## インフラ長寿命化基本計画

(基本計画)【国】  
(平成25年11月策定済)

基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画

※「基本計画」より抜粋

行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画

※平成32年度頃までの策定を目標

(行動計画)

【国】

### 各省庁が策定

(平成28年度までに策定)

(個別施設計画)

道路

河川

学校

(行動計画)

【地方】

### 公共施設等 総合管理計画

(個別施設計画)

道路

河川

学校

※ 各府省庁は、地方公共団体等に対し、行動計画及びこれに基づく個別施設計画の速やかな策定及び公表並びにこれらの計画に基づく取組の推進を要請する。その際、行動計画や個別施設計画の策定・推進上の留意点、活用可能な支援策等についても通知し、地方公共団体等への支援に努める。

(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申し合わせ(平成25年11月29日)の内容を要約)

公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査（平成30年3月31日現在）

○ 平成30年3月31日現在、都道府県及び指定都市については全団体、その他の市区町村については99.6%の団体において、公共施設等総合管理計画を策定済み。

| 区分     |                       |         |  | 都道府県 |        | 指定都市 |        | 市区町村  |        | 【参考】合計 |        |
|--------|-----------------------|---------|--|------|--------|------|--------|-------|--------|--------|--------|
|        |                       |         |  | 団体数  | 割合     | 団体数  | 割合     | 団体数   | 割合     | 団体数    | 割合     |
| 回答団体数  |                       |         |  | 47   | 100.0% | 20   | 100.0% | 1,721 | 100.0% | 1,788  | 100.0% |
| 策定予定有  |                       |         |  | 47   | 100.0% | 20   | 100.0% | 1,721 | 100.0% | 1,788  | 100.0% |
| 内<br>訳 | 策定済                   |         |  | 47   | 100.0% | 20   | 100.0% | 1,714 | 99.6%  | 1,781  | 99.6%  |
|        | 未策定                   |         |  | 0    | 0.0%   | 0    | 0.0%   | 7     | 0.4%   | 7      | 0.4%   |
|        | 策<br>定<br>時<br>期<br>了 | H30年度   |  | 0    | 0.0%   | 0    | 0.0%   | 4     | 0.2%   | 4      | 0.2%   |
|        |                       | H31年度以降 |  | 0    | 0.0%   | 0    | 0.0%   | 3     | 0.2%   | 3      | 0.2%   |
| 策定予定無  |                       |         |  | 0    | 0.0%   | 0    | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 0      | 0.0%   |

※「%」表示については、表示単位未満を四捨五入している関係で、合計が一致しない項がある。

# 公共施設等総合管理計画の比較可能な形での「見える化」

○ 公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等について、平成28年度末時点において策定されている全団体をとりまとめ、以下のように一覧にしたものを総務省HPで公表（URL：<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）。

（公表項目のうち一部項目を抜粋）

| 団体名等        |             | 公共施設等総合管理計画記載事項 |             |             |                                                                                                |                   |                                                     |             |                                         |                                                  |                                                                                                                          |
|-------------|-------------|-----------------|-------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------------------------------------------------|-------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             |             | 策定年度<br>(改訂年度)  | 計画期間        |             | 施設<br>保有量                                                                                      | 維持管理・修繕・更新等にかかる経費 |                                                     |             |                                         | 公共施設の数、延床面積等に<br>関する目標・トータルコストの縮減、<br>平準化等に関する目標 |                                                                                                                          |
|             |             |                 |             |             |                                                                                                | 現状                |                                                     | 今後の推計       |                                         |                                                  |                                                                                                                          |
| 都道<br>府県名   | 市区<br>町村名   | 年度              | 区分          | 年数          | 内容                                                                                             | 記載                | 内容                                                  | 記載          | 内容                                      | 記載                                               | 内容                                                                                                                       |
| 〇〇県         | □□市         | 平成27年度          | 11年～<br>20年 | 20年         | 【公共施設】<br>約70.0万㎡<br>【インフラ】<br>約3,700km                                                        | 有                 | 直近5年平均で<br>120億円/年                                  | 有           | 試算期間40年の場合、<br>年平均で160億円                | 無                                                | 【基本目標】<br>計画的な維持管理・更新に取り組み、<br>財政負担の軽減・平準化を図る<br><br>※数値目標は、実施計画で設定する                                                    |
| 〇〇県         | △△市         | 平成27年度          | 11年～<br>20年 | 20年         | 【公共建築物】<br>約72.0万㎡<br>【インフラ系】<br>道路：1,400km、<br>橋りょう：7.0km、<br>上水管路：900km、<br>下水管路：800km<br>など | 有                 | 直近平均<br>約90億円/年<br>(インフラ系5年平均、<br>公共建築物8年平均の<br>合算) | 有           | 【現状のまま】<br>約120億円/年<br>【対策後】<br>約90億円/年 | 有                                                | 【ハコモノ施設】<br>①40年間で延床面積の20%を削減<br>②長寿命化・安全の確保<br>③集約化・複合化による適正配置<br>【インフラ施設】<br>①維持管理費用の削減<br>②長寿命化・安全の確保<br>③計画的な新規整備の推進 |
| 〇〇県         | ××市         | 平成27年度          | 20年超        | 40年         | [ハコモノ施設]<br>約80.0万㎡                                                                            | 有                 | 年間約50億円                                             | 有           | 40年間(平成28年度～平<br>成68年度)の年平均額で<br>約100億円 | 無                                                | 【公共施設】<br>現在の総量を最大とし、廃止・複合化・<br>多機能化等の検討を進める<br>【インフラ】<br>現状維持を基本                                                        |
| ・<br>・<br>・ | ・<br>・<br>・ | ・<br>・<br>・     | ・<br>・<br>・ | ・<br>・<br>・ | ・<br>・<br>・                                                                                    | ・<br>・<br>・       | ・<br>・<br>・                                         | ・<br>・<br>・ | ・<br>・<br>・                             | ・<br>・<br>・                                      | ・<br>・<br>・                                                                                                              |

※上記データは実際の地方公共団体のものではない。

# 個別施設計画の記載事項について

## 2. 個別施設毎の長寿命化計画

(※平成25年11月インフラ長寿命化基本計画から抜粋)

各インフラの管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等にかかる取組状況等を踏まえつつ、以下に示す記載事項を基本として、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する。

なお、各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。・・・

### 〔記載事項〕

#### ①対象施設

行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等にかかる取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位（例えば、事業毎の分類（道路、下水道等）や、構造物毎の分類（橋梁、トンネル、管路等）等）を設定の上、その単位毎に計画を策定する。

#### ②計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

本基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

#### ③対策の優先順位の考え方

個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

#### ④個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。

また、「Ⅳ. 2. ③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

#### ⑤対策内容と実施時期

「Ⅳ. 2. ③対策の優先順位の考え方」及び「Ⅳ. 2. ④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

#### ⑥対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

# 個別施設計画策定のための各省マニュアル・ガイドライン等のリンク集

## <総務省HP>



[総務省トップ](#) > [政策](#) > [地方行財政](#) > [地方財政の分析](#) > [公共施設等総合管理計画](#)

## 公共施設等総合管理計画の策定

### 個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等

- ・ [個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等\(平成29年3月10日時点\)](#)

### 個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等(平成29年3月10日時点)

#### 目次

- ・ [インフラ](#)
- ・ [教育関係施設](#)
- ・ [行政系施設](#)
- ・ [公営住宅](#)
- ・ [その他](#)

#### インフラ

##### 国土交通省所管施設(ダム、砂防、下水道等)

- ・ [国土交通省インフラ長寿命化計画\(行動計画\):個別施設計画策定マニュアル\(国土交通省Webサイト\)](#)

##### 厚生労働省所管施設(水道)

- ・ [水道事業ビジョン\(地域水道ビジョン\)について\(厚生労働省Webサイト\)](#)

⋮





# 主な個別施設計画の策定状況

平成29年12月25日 インフラ老朽化対策の推進に関する  
関係省庁連絡会議第5回幹事会資料(抜粋)

| 分野       | 対象施設                                | 計画策定率 |
|----------|-------------------------------------|-------|
| 警察施設     | 庁舎等                                 | 38%   |
| 消防関係施設   | 消防庁舎                                | 22%   |
| 学校施設     | 公立学校施設                              | 4%    |
| 社会教育施設   | 社会教育施設（社会体育施設及び文化会館等を除く。）           | 8%    |
| 水道分野     | 上水道施設                               | 73%   |
| 医療分野     | 病院                                  | 0%    |
| 福祉分野     | 児童福祉施設等                             | 17%   |
| 農業水利施設   | ダム、調整池、ため池、頭首工、水路、用排水機場、施設機械等       | 62%   |
| 農道       | 橋梁（橋長15m以上）及びトンネル                   | 13%   |
| 農業集落排水施設 | 管路施設、処理施設                           | 36%   |
| 地すべり防止施設 | 抑止工、抑制工                             | 8%    |
| 治山       | 保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設等               | 37%   |
| 林道       | 橋梁（橋長4m以上）、トンネル及びその他重要な施設           | 22%   |
| 漁港施設     | 外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設   | 70%   |
| 漁場の施設    | 増殖場、養殖場                             | 53%   |
| 漁業集落環境施設 | 漁場集落排水施設                            | 14%   |
| 工業用水     | 工業用水道事業                             | 31%   |
| 道路       | 橋梁（橋長2m以上）                          | 65%   |
| 河川・ダム    | 主要な河川構造物                            | 88%   |
| 砂防       | 砂防設備（砂防堰堤、床固工等）、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設 | 80%   |
| 海岸       | 堤防・護岸・胸壁等                           | 18%   |
| 下水       | 管路施設、処理施設、ポンプ施設                     | 43%   |
| 港湾       | 外郭施設                                | 63%   |
| 公園       | 都市公園                                | 90%   |
| 住宅       | 公営住宅                                | 89%   |
| 廃棄物処理施設  | 一般廃棄物処理施設                           | 8%    |
| 地方公共団体庁舎 | 地方公共団体庁舎                            | 8%    |

(注) ・計画策定率については、分野により、地方公共団体所有でない施設が含まれているものもある。  
・策定状況は、平成29年4月1日時点（ただし、道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、公園、住宅は平成29年3月31日時点）。

# 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂概要

各地方公共団体において、策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂（H30.2）。

## 総合管理計画の推進体制等について

### 1. 全庁的な体制構築

個別施設計画の策定や具体的な施設の適正管理に係る取組の検討について、各施設所管部局を中心に行われ、全体として、効果的な計画の推進がなされないおそれがあるため、総合管理計画の策定・改訂の検討段階から、全庁的な体制を構築して取り組むことが望ましいこと。

（例）

- ・公共施設等の情報の管理・集約
- ・個別施設計画策定の進捗管理、総合管理計画の進捗状況の評価等の集約
- ・部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場の創設

### 2. PDCAサイクルの確立

総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めることが望ましいこと。

## 総合管理計画の充実について

### 3. 総合管理計画の不断の見直し・充実

総合管理計画の策定後も、点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが望ましいこと。

### 4. 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、以下の区分により示すことが望ましいこと。  
※財源の見込みについても記載することが望ましい。

- ・期間：30年程度以上
- ・会計区分：普通会計及び公営事業会計
- ・建物区分：建築物及びインフラ施設
- ・経費区分：維持管理・修繕、改修及び更新等

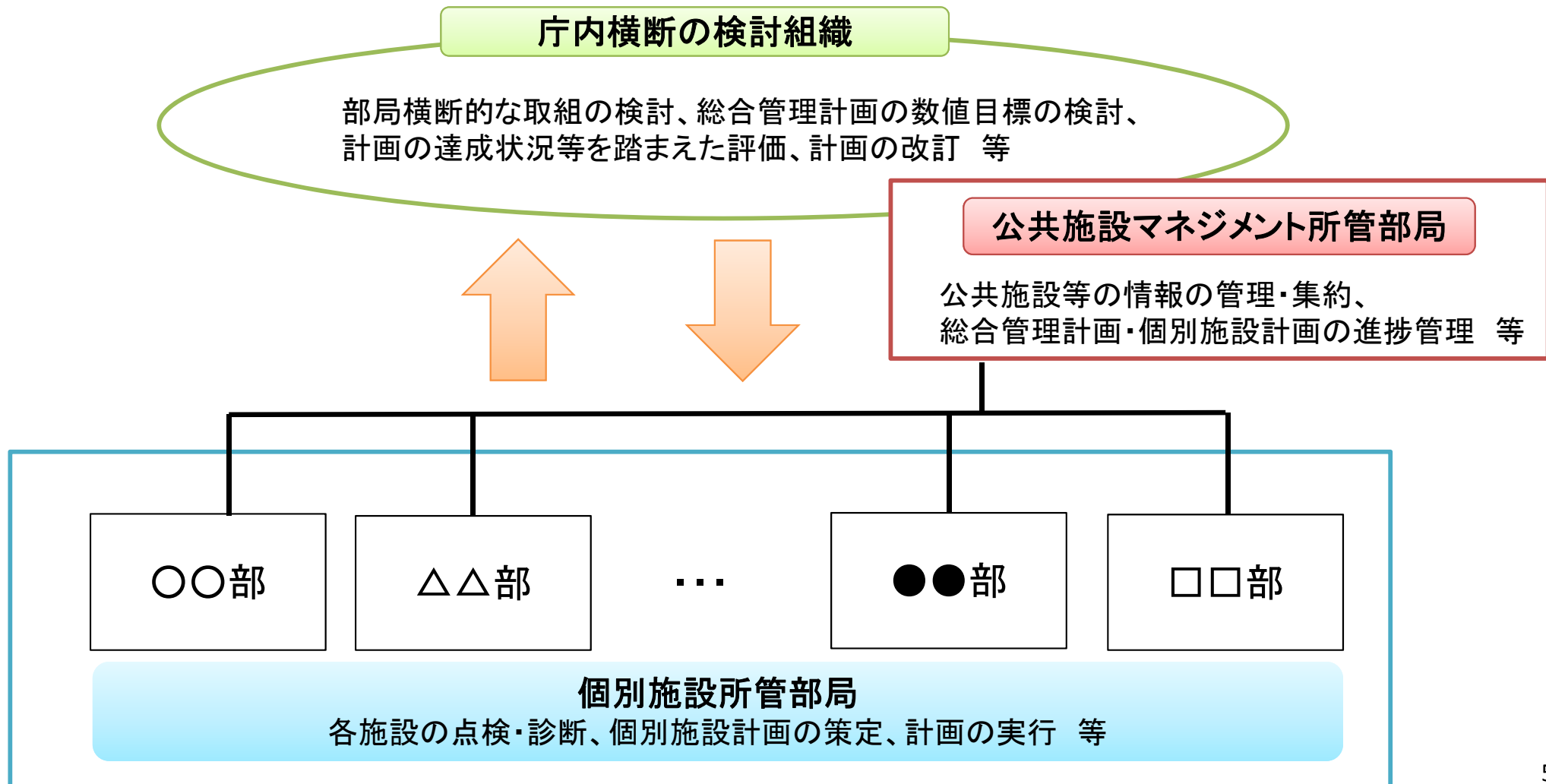
### 5. ユニバーサルデザイン化の推進方針

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、公共施設等の適正管理を行う中でユニバーサルデザイン化を推進していくため、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」について記載すること。

# 総合管理計画の推進体制等

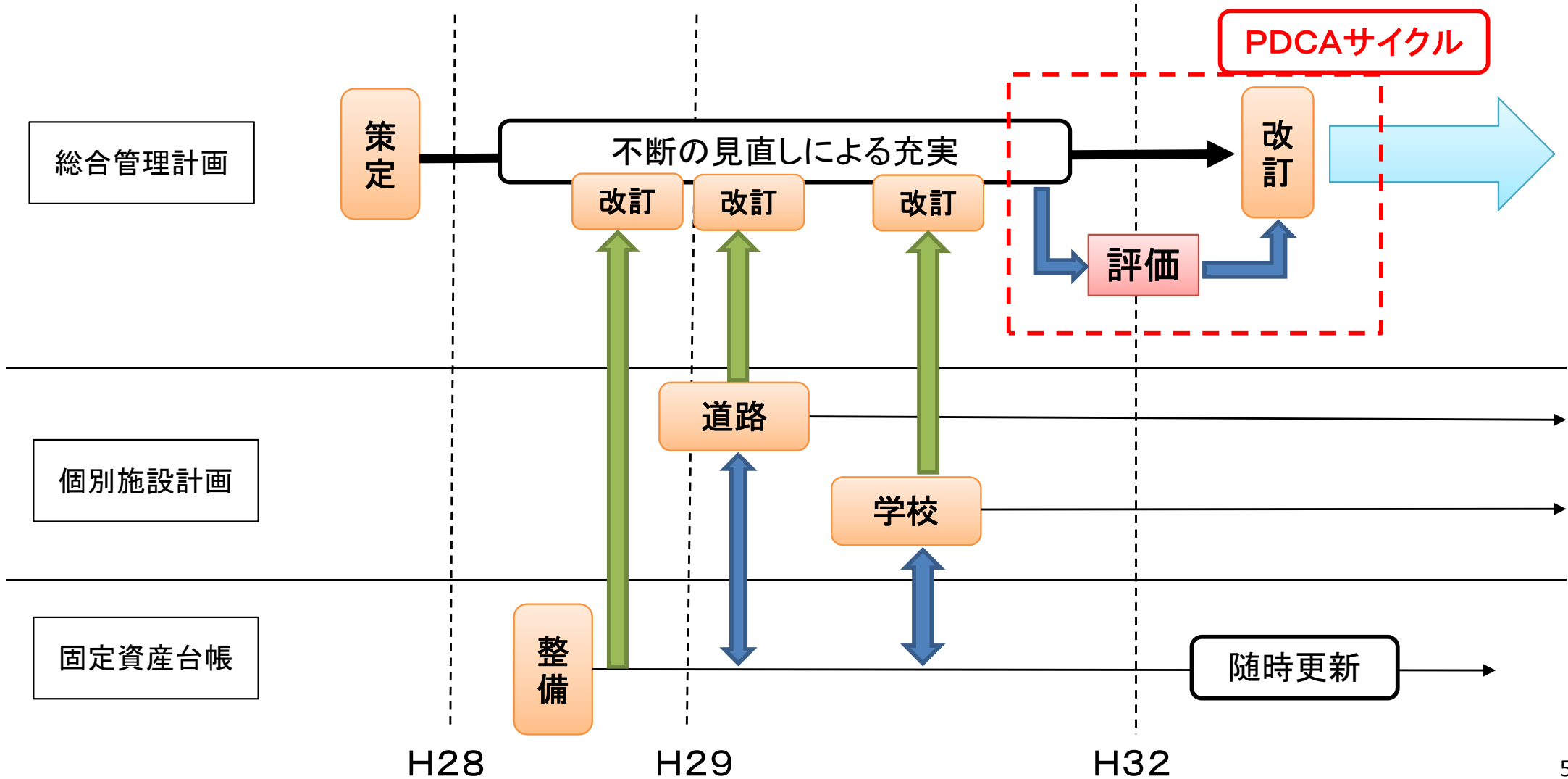
- 総合管理計画の策定・改訂の検討の際の情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築して取り組むこと。
- 具体的には、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、各部局において進められる個別施設計画策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるとともに、部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場を設けることなどが想定される。

## <全庁的な体制構築イメージ>



## 総合管理計画の見直し・改訂

- 総合管理計画については、策定の検討時点において把握可能な公共施設等の状態や取組状況等を整理し策定したものであることから、その内容は、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくこと。
- 総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めること。





# 公共施設等総合管理計画におけるPDCAサイクルのイメージ

## 公共施設等総合管理計画

平成28年度までに策定  
個別施設計画等の進捗に伴って充実、改訂

### 総合管理計画策定の目的

- ・更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化
- ・公共施設等の最適配置の実現

### ○ 公共施設等の現況及び将来の見通し

#### 中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み

既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)経費見込み

個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

対策による効果額

平成33年度までに記載

比較

充当可能な財源の見込み

### ○ 公共施設等の管理の基本的な方針

- 計画期間
- 全庁的な取組体制等
- 公共施設等の管理の基本的な考え方
  - ①点検・診断の実施方針
  - ②維持管理・更新等の実施方針
  - ③安全確保の実施方針
  - ④耐震化の実施方針
- PDCAサイクルの推進方針

#### 数値目標の設定

- ・公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標
- ・トータルコストの縮減・平準化に関する目標

- ⑤長寿命化の実施方針
- ⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦統合や廃止の推進方針
- ⑧総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

PDCA  
サイクル

平成32年度までに策定完了

個別施設計画 A

個別施設計画 B

個別施設計画 C

個別施設計画 D



# 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式（30年以上の例）

## 【経費の見込みの記載について】

- (1) 総合管理計画の初年度を起点とした30年以上の期間について、次の表の区分により、長寿命化対策等の効果を反映した当該期間において必要となる経費について、普通会計と公営事業会計に区分した上で、それぞれを建築物とインフラ施設に区分して記載すること。
- (2) (1)のうち、総合管理計画の初年度を起点とした10年間の経費についても、別紙2(P.23 参照)を参考に記載すること。
- (3) 備考の定義に基づき、「維持管理・修繕」、「改修」、「更新等」ごとの見込み額を記載すること。
- (4) 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）見込みも記載すること。
- (5) そのほか、財政負担の平準化を図る観点から、対象期間の各年度ごとの経費見込みを記載した資料を別途作成すること。
- (6) 現在、維持管理・更新等に要している経費について直近のものを記載すること。

【平成○年度から○年間】

今後○年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（百万円）

|              |           | 維持管理<br>・修繕(①) | 改修(②) | 更新等(③) | 合計(④)<br>(①+②+③) | 耐用年数経過時に<br>単純更新した場合<br>(⑤) | 長寿命化対策等の<br>効果額(④-⑤) | 現在要している経費<br>(過去○年平均) |
|--------------|-----------|----------------|-------|--------|------------------|-----------------------------|----------------------|-----------------------|
| 普通会計         | 建築物(a)    |                |       |        |                  |                             |                      |                       |
|              | インフラ施設(b) |                |       |        |                  |                             |                      |                       |
|              | 計(a+b)    |                |       |        |                  |                             |                      |                       |
| 公営事業会計       | 建築物(c)    |                |       |        |                  |                             |                      |                       |
|              | インフラ施設(d) |                |       |        |                  |                             |                      |                       |
|              | 計(c+d)    |                |       |        |                  |                             |                      |                       |
| 建築物計(a+c)    |           |                |       |        |                  |                             |                      |                       |
| インフラ施設計(b+d) |           |                |       |        |                  |                             |                      |                       |
| 合計(a+b+c+d)  |           |                |       |        |                  |                             |                      |                       |

## 【備考】

- ※ 建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設：道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修：公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

# 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式（10年間の例）

## 【経費の見込みの記載について】

- (1) 総合管理計画の初年度を起点とした10年間について、次の表の区分により、長寿命化対策等の効果を反映した当該10年間において必要となる経費について、普通会計と公営事業会計に区分した上で、それぞれを建築物とインフラ施設に区分して記載すること。
- (2) 備考の定義に基づき、「維持管理・修繕」、「改修」、「更新等」ごとの見込み額を記載すること。
- (3) 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）見込みも記載すること。
- (4) 普通会計と公営事業会計のそれぞれの区分ごとに、充当可能な財源の見込み（地方債、基金等の充当額の見込み、充当の考え方等）を記載すること。
- (5) そのほか、財政負担の平準化を図る観点から、対象期間の各年度ごとの経費見込みを記載した資料を別途作成すること。
- (6) 現在、維持管理・更新等に要している経費について直近のものを記載すること。

【平成〇年度から10年間】

## 今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（百万円）

|              |           | 維持管理・修繕(①) | 改修(②) | 更新等(③) | 合計(④)<br>(①+②+③) | 財源見込み | 耐用年数経過時に<br>単純更新した場合<br>(⑤) | 長寿命化対策等<br>の効果額<br>(④-⑤) | 現在要している経費<br>(過去〇年平均) |
|--------------|-----------|------------|-------|--------|------------------|-------|-----------------------------|--------------------------|-----------------------|
| 普通会計         | 建築物(a)    |            |       |        |                  |       |                             |                          |                       |
|              | インフラ施設(b) |            |       |        |                  |       |                             |                          |                       |
|              | 計(a+b)    |            |       |        |                  |       |                             |                          |                       |
| 公営事業会計       | 建築物(c)    |            |       |        |                  |       |                             |                          |                       |
|              | インフラ施設(d) |            |       |        |                  |       |                             |                          |                       |
|              | 計(c+d)    |            |       |        |                  |       |                             |                          |                       |
| 建築物計(a+c)    |           |            |       |        |                  |       |                             |                          |                       |
| インフラ施設計(b+d) |           |            |       |        |                  |       |                             |                          |                       |
| 合計(a+b+c+d)  |           |            |       |        |                  |       |                             |                          |                       |

## 【備考】

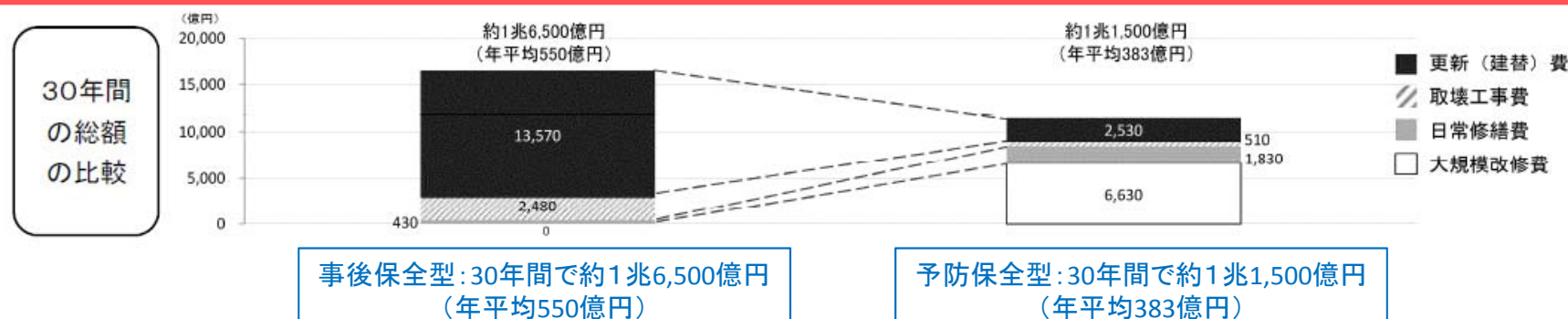
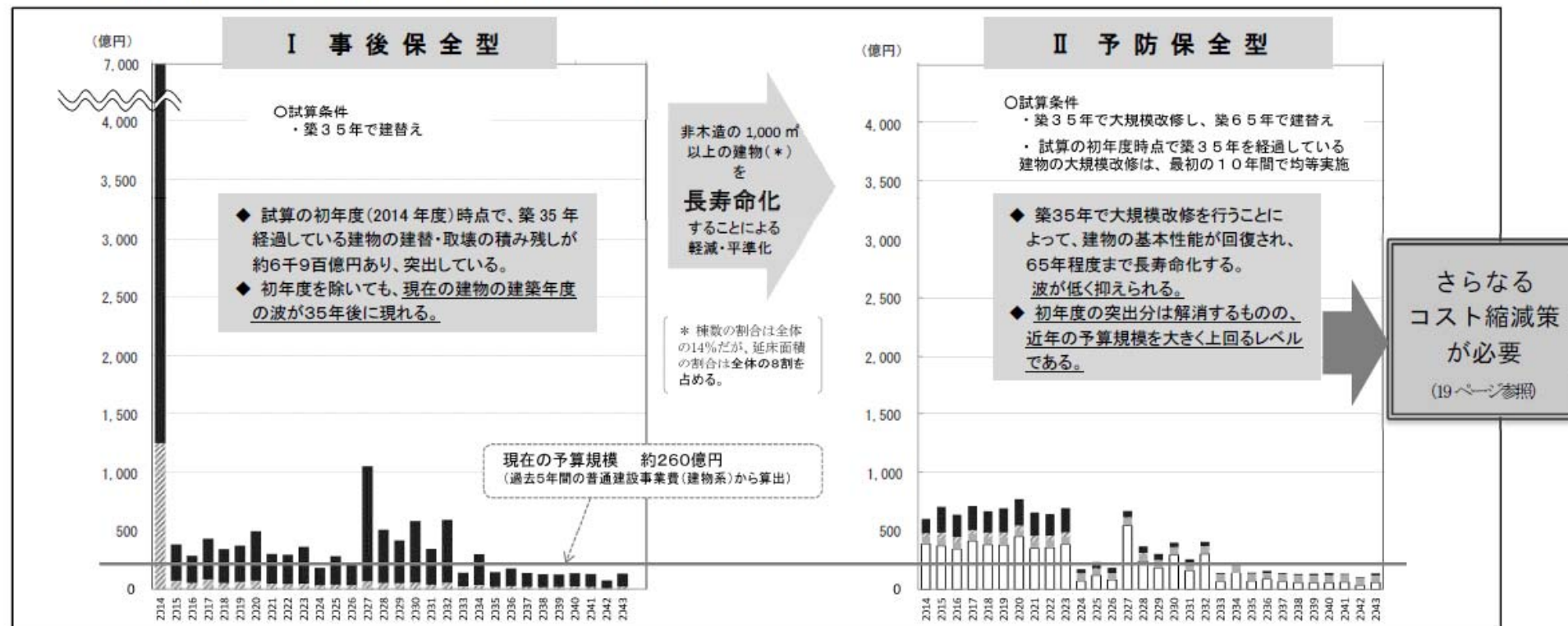
- ※ 建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設：道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修：公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

# 総合管理計画において長寿命化等の対策効果を明示した更新費用を記載している例①

## A県公共施設等総合管理計画の例

…事後保全型の場合と予防保全型の場合の維持管理に必要な費用をそれぞれ試算し、経費の削減効果を分かりやすく盛り込んでいる。

### 事業用資産（建物）の維持・更新費用の試算について

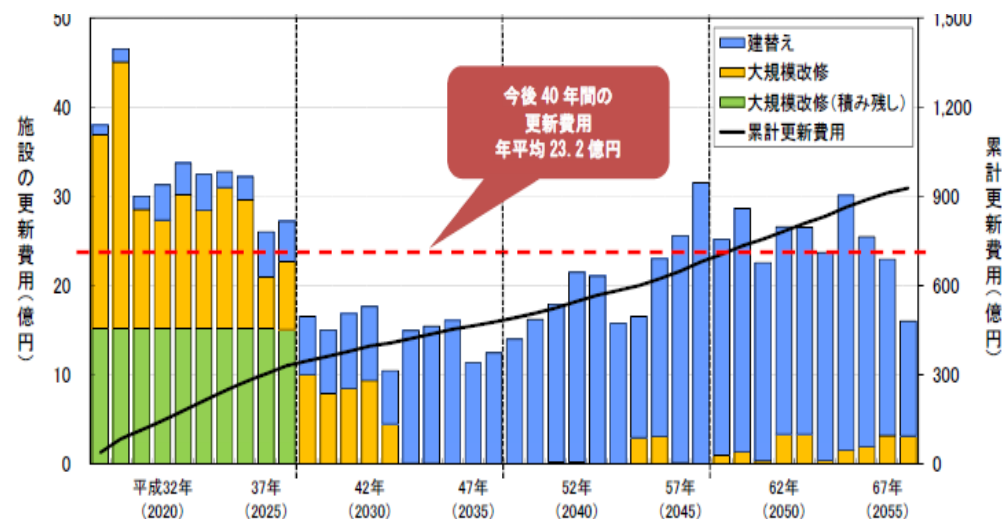


## 総合管理計画において長寿命化等の対策効果を明示した更新費用を記載している例②

### N県G市公共施設等総合管理計画の例

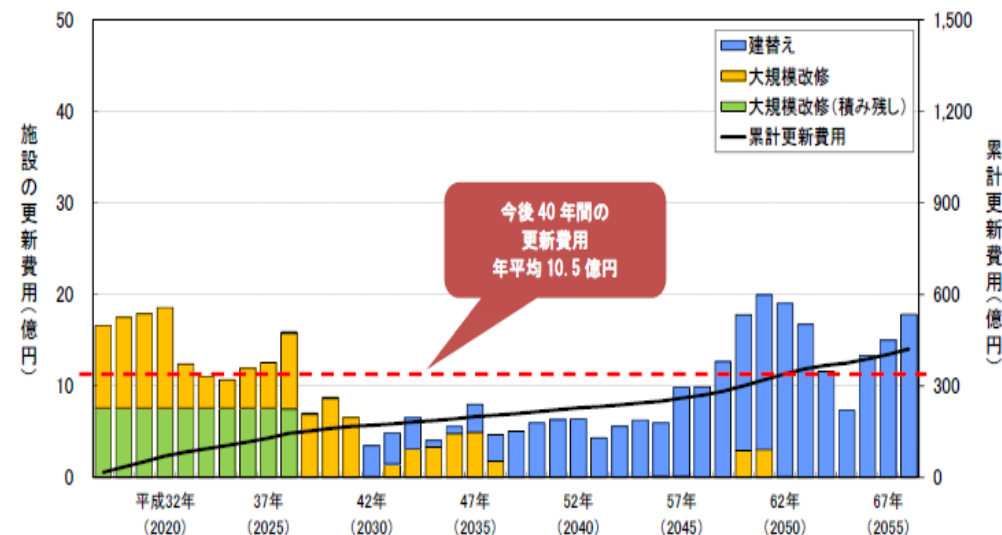
…公共施設を今後も現状のまますべて維持していく場合と、長寿命化を行った場合の更新費用をそれぞれ試算し、経費の削減効果を分かりやすく盛り込んでいる。

#### 現状のまますべて維持していく場合の試算



今後も現状のまますべて維持していく場合の更新費用  
⇒今後40年間で927.1億円(年平均23.2億円)  
(内訳)大規模改修:366.8億円  
建替:560.3億円

#### 長寿命化等を考慮した場合の試算



※試算条件について、35年目で大規模改修、70年目で建替え(ただし、長寿命化に伴う単価の上昇は見込んでいない)  
※現在休止している施設は更新しないと仮定、方向性が確定している施設はその方向性に準じるものと仮定

一部の施設を廃止したうえで、残りの施設の長寿命化(70年更新)を行った場合の更新費用  
⇒今後40年間で421.1億円(年平均10.5億円)



| 基本的な考え方              | 取り組み方針                                                                                                                                                                             |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①公共施設等の保有総量を最適な規模とする | <ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設の新設は原則として行わない</li> <li>●用途を廃止した公共施設は速やかに削減する</li> <li>●公共施設の統合、複合化を進め、保有総量を削減する</li> <li>●財政状況に応じたインフラ施設の整備</li> </ul>                 |
| ②公共施設等の機能維持と安全を確保する  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●計画的な維持管理・修繕・更新を行う</li> <li>●危険箇所に対しては速やかに対応し安全を確保する</li> <li>●定期的な点検・診断を実施する</li> <li>●速やかに耐震化を図る</li> <li>●長寿命化により、更新費用の平準化を図る</li> </ul> |
| ③効率的な施設運営に取り組む       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●稼働率の向上を図る</li> <li>●日常の運営にかかるコストを改善する</li> <li>●民間活力の導入を進める</li> </ul>                                                                     |

### ○小分類別の施設ごとに方針を設定し、保有総量の削減目標を設定

| 大分類         | 小分類                                      |
|-------------|------------------------------------------|
| 1. 庁舎       | ①本庁舎 ②支所庁舎                               |
| 2. その他の行政財産 | ①その他の公用、公共用施設                            |
| 3. 福祉施設     | ①保育園 ②その他の福祉施設                           |
| 4. 学校       | ①幼稚園 ②小学校 ③中学校                           |
| 5. 公営住宅     | ①公営住宅                                    |
| 6. 公園       | ①都市公園 ②その他の公園                            |
| 7. 防災施設     | ①防災施設                                    |
| 8. 教育施設     | ①教育施設(公民館、集会所等)<br>②体育施設(体育館、プール等) ③文化施設 |
| 9. 農林業施設    | ①農林業施設                                   |
| 10. 環境衛生施設  | ①環境衛生施設                                  |
| 11. 上水道施設   | ①上水道施設                                   |
| 12. 下水道施設   | ①下水道施設                                   |
| 13. 商工観光施設  | ①商工観光施設(道の駅等)                            |
| 14. 普通財産    | ①普通財産                                    |



| 小分類別の方針 | 削減率    |
|---------|--------|
| 廃止      | 100%削減 |
| 複合化     | 80%削減  |
| 統合      | 80%削減  |
| 民間移管    | 100%削減 |
| 地域移管    | 100%削減 |
| 小規模建替   | 80%削減  |
| 同規模建替   | 0%削減   |



基礎数値(H29年度)

419,222.48m<sup>2</sup>

40年後の目標面積

200,466.92m<sup>2</sup>

52.2%削減

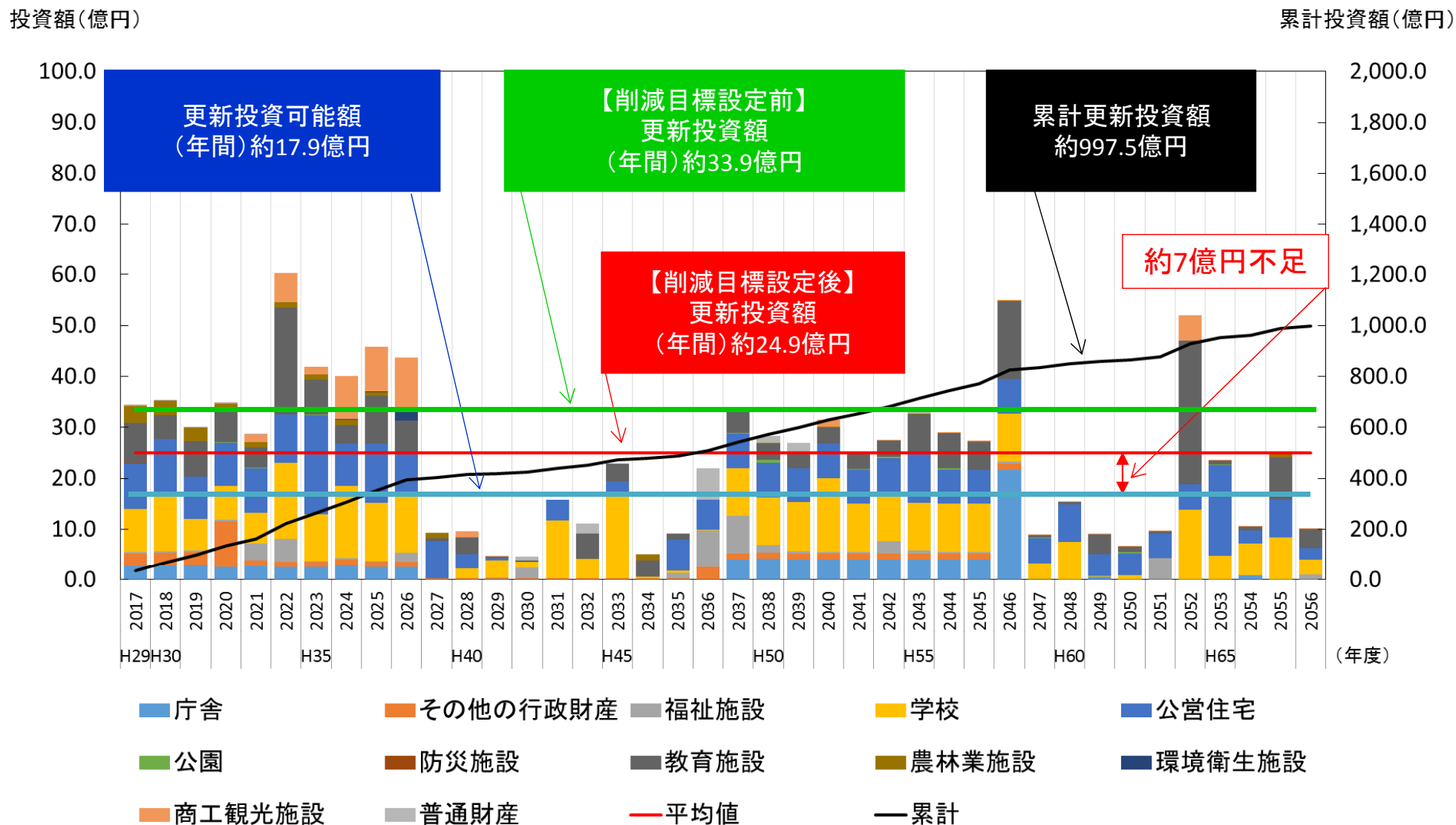




## 熊本市菊池市の公共施設等総合管理計画②

### 削減目標設定後の将来更新投資額の試算

削減目標の設定により、H29～68年度までの40年間ににおける累計更新投資額は約997.5億円（年間約24.9億円）。  
しかし、更新投資可能額の約17.9億円を約7億円上回っており、将来に渡り公共施設を維持していくためには、施設の削減だけではなく、日常のコストの削減にも注視していく必要。



## □ 公共施設等の適正管理の推進に係る 財政措置

## 公共施設等の適正管理の推進

## 概要

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、ユニバーサルデザイン化に要する経費を追加するなど内容を充実し、地方財政計画の計上額を3,500億円から4,800億円に増額。

平成29年度 公共施設等適正管理推進事業費（3,500億円）

(対象事業)

- ① 集約化・複合化事業 ② 長寿命化事業 i) 公共用建物  
ii) 社会基盤施設(道路・農業水利施設)  
③ 転用事業 ④ 立地適正化事業 ⑤ 市町村役場機能緊急保全事業 ⑥ 除却事業

平成30年度 公共施設等適正管理推進事業費（4,800億円）

(対象事業)下線の事業を追加

- ① 集約化・複合化事業
- ② 長寿命化事業    i) 公共用建物  
                         ii) 社会基盤施設(道路・農業水利施設・河川管理施設・砂防関係施設・海岸保全施設・治山施設・港湾施設・漁港施設・農道)
- ③ 転用事業
- ④ 立地適正化事業
- ⑤ ユニバーサルデザイン化事業: 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業
- ⑥ 市町村役場機能緊急保全事業
- ⑦ 除却事業

(事業期間) 平成33年度まで

※ 市町村役場機能緊急保全事業は緊急防災・減災事業の期間と合わせ平成32年度まで

※このほか、公共施設等適正管理推進事業に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修に要する経費を250億円増額

# 公共施設等の適正管理に係る地方債措置の拡充

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、ユニバーサルデザイン化に要する経費を追加するなど内容を充実。あわせて、長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化事業について、財政力が弱い団体であっても必要な取組を着実に実施できるよう、財政力に応じて交付税措置率を引上げ。 【地方債計画額 H29：3,150億円 → H30：4,320億円】

## 公共施設等適正管理推進事業債

(期間:平成29年度から平成33年度まで(⑥は平成32年度まで)) ※下線部分をH30年度より追加

※①～⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

### ① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：50%

### ② 長寿命化事業

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設(義務教育施設を含む)の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業

【社会基盤施設(道路・農業水利施設・河川管理施設・砂防関係施設・海岸保全施設・治山施設・港湾施設・漁港施設・農道)】

所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%(注))

### ③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)

### ④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)

### ⑤ ユニバーサルデザイン化事業【新規】

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%(注))

### ⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉充当率：90%(交付税措置対象分75%)、交付税措置率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

### ⑦ 除却事業

充当率：90%

(注)義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定

# ① 集約化・複合化事業について

## 対象事業

- ① 個別施設計画に位置付けられた集約化事業又は複合化事業
- ② 全体として延床面積が減少する事業
- ③ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は、対象とならない

## 留意事項

- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- ・ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- ・ 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。  
(共用部分がある場合、当該部分については面積按分等)
- ・ 集約化又は複合化により整備する施設に統合前の施設以外の機能を有した施設を新たに併設する場合においては、統合前の種類の公共施設を整備する部分に限り対象となる。

## 充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:事業費の90%

交付税措置:元利償還金の50%を基準財政需要額へ算入

期間:平成29年度～平成33年度



## ②ー1 公共用の建築物の長寿命化事業について

### 対象事業

- ① 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物に係る長寿命化事業
- ② 法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修事業  
(施設に附属する設備であって、当該施設を使用目標年数まで活用するために不可欠なものを含む。)
- ③ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等の改修事業は、対象とならない

### 留意事項

- ・ 法定耐用年数を超える使用目標年数まで使用するために必要な対策として、個別施設計画に位置付けられていること。
- ・ 個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられているだけでなく、長寿命化の目標として法定耐用年数を超える使用目標年数が定められていること。
- ・ 改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。  
(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

### 充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率: 事業費の90%

交付税措置: 元利償還金の30%を基準財政需要額へ算入(財政力に応じて30%~50%)

期間: 平成29年度~平成33年度

## ②ー2 社会基盤施設等の長寿命化事業について

＜事業を追加＞

社会基盤施設の長寿命化事業に係る平成30年度の拡充内容は以下のとおり。

### 対象事業

(注)適債性のある事業に限る

| 対象施設          | 事業内容                                                                                                                                                                                                      |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 道路            | <ul style="list-style-type: none"> <li>舗装の表層の改修事業(切削、オーバーレイ、路上再生等)(簡易アスファルト舗装(全層を対象)を含む)</li> <li>小規模構造物(道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁等)の改修事業</li> <li>法面・斜面对策工</li> </ul> <p>(注)下線部が平成30年度からの拡充内容</p> |
| 河川管理施設(ダムを含む) | <ul style="list-style-type: none"> <li>護岸・堤防の改修事業</li> <li>排水機場、水門、樋門・樋管、ダム周辺設備等の改修事業(※)</li> </ul>                                                                                                       |
| 砂防関係施設        | <ul style="list-style-type: none"> <li>砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の改修事業(※)</li> </ul>                                                                                                                        |
| 海岸保全施設        | <ul style="list-style-type: none"> <li>堤防、水門・陸閘等の改修事業(※)</li> </ul>                                                                                                                                       |
| 治山施設          | <ul style="list-style-type: none"> <li>治山施設の改修事業(※)</li> </ul>                                                                                                                                            |
| 港湾施設          | <ul style="list-style-type: none"> <li>水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設の改修事業(※)</li> </ul>                                                                                                                          |
| 漁港施設          | <ul style="list-style-type: none"> <li>国庫補助事業の要件を満たさない比較的小規模な漁港における以下の施設の改修事業<br/>外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設(道路及び橋に限る。)、漁港施設用地(用地護岸及び人工地盤に限る。)、漁港浄化施設</li> </ul>                                                 |
| 農道            | <ul style="list-style-type: none"> <li>受益面積が概ね50ha未満の農道のうち、橋梁、トンネル及び舗装等の改修事業</li> <li>その他の農道のうち、橋梁、トンネル及び舗装等の改修事業(※)</li> </ul>                                                                           |

### (参考)農業水利施設

・受益面積が概ね20ha未満(ため池については概ね2ha未満)の施設の改修事業

(注)平成29年度に引き続き対象

### 要件

※ 国庫補助事業の要件を満たさない規模のものに限る

- ① 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画(※)において明らかにされていること

※ 本事業債の活用にあたっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対象施設に係る個別施設計画の策定が完了するまでの間について、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項が記載された同種・類似の計画をもって代えることとして差し支えない。また、当該同種・類似の計画の策定単位は、対象施設の一部の施設毎であっても差し支えない。

### 充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:90% 交付税措置率:30%(財政力に応じて最大50%まで引き上げ) 期間:平成30年度～平成33年度

### ③ 転用事業について

#### 対象事業

- ① 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業
- ② 転用後の施設が公用施設や公営住宅、公営企業施設等である事業は、対象とならない

#### 留意事項

- ・ 転用に伴い面積が増加する場合、転用前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。  
(転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、転用前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とする)
- ・ 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となる。
- ・ 転用前の施設が現に供用されていない場合も「転用事業」の対象となる。

#### 充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:事業費の90%

交付税措置:元利償還金の30%を基準財政需要額へ算入(財政力に応じて30~50%)

期間:平成29年度~平成33年度

## ④ 立地適正化事業について

### 対象事業

- ① 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(\*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

(事業例) 国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業

(\*) 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率嵩上げ等の要件等とされている国庫補助事業をいう。

- ② 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は、対象とならない

### 充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:事業費の90%

交付税措置:元利償還金の30%を基準財政需要額へ算入(財政力に応じて30~50%)

期間:平成29年度~平成33年度

#### <参考>

経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)(抄)

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

3. 主要分野ごとの改革の取組

(2) 社会資本整備等

② コンパクト・プラス・ネットワークの推進

策定された立地適正化計画の実現を図るため、モデル都市の形成・横展開を推進するとともに、府省庁横断的な支援の重点化を行うなどまちづくりと多様な分野との施策連携に取り組む。

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザイン2020行動計画（以下「行動計画」という。）に基づきユニバーサルデザイン化を推進し、大会以降のレガシーとして残していくことが必要。
- 公共施設等の適正管理の枠組みの中で、ユニバーサルデザイン化を計画的に推進していくため、公共施設等適正管理推進事業債の対象事業に新たに「ユニバーサルデザイン化事業」を追加。

### 対象事業

- ① バリアフリー法に基づく公共施設等（公営住宅及び公営企業施設等を除く）のバリアフリー改修事業（適債性のある事業に限る）
  - i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業
  - ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業（施設の一部を基準に適合させる事業を含む）  
例）車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等
- ② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業（適債性のある事業に限る）  
例）授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

### 留意事項

- ・ 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。
- ・ ① ii) 及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること。※  
※ 公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容（対象施設、実施時期、対策内容等）を記載

### 充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率：事業費の90%

交付税措置：元利償還金の30%（財政力に応じて最大50%まで引上げ）を基準財政需要額へ算入

期間：平成30年度～平成33年度



## Ⅲ. ユニバーサルデザインの街づくり

### 1. 考え方

共生社会の実現に向けては、社会的障壁を取り除いていかなければならないが、中でも、障害のある人が自分自身で自由に移動し、スポーツを楽しむ等の活動を妨げている物理的障壁や情報にかかわる障壁を取り除いていくことがまず求められる。街なかの段差、狭い通路、わかりにくい案内表示等を見直し、ユニバーサルデザインの街づくりに取り組むことで、障害の有無にかかわらず、すべての人が共に生きる社会に向けて我が国が大きく前進することとなる。

我が国において、交通分野、建築・施設分野のバリアフリー化（情報にかかわる内容を含む）については、平成18年以降、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）のもと、交通施設、建築物等の種類毎に目標を定め、個々の施設のバリアフリー化と地域における面的なバリアフリー化に全国的に取り組み、一定の水準まで整備が進んできた。

東京大会は、こうした取組に加え、世界に誇ることのできるユニバーサルデザインの街づくりを目指して、更なる取組を行う好機である。

まず、大会の競技会場、アクセス経路等においてTokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインのもと、より高次元のユニバーサルデザインを実現することが求められている。更に、平成28年3月にとりまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」<sup>7</sup>において、観光先進国を実現するために、障害のある人、高齢者、家族連れや重い荷物を持った人など、すべての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境づくりが必要であるとの視点から、各地の観光地や交通機関において、同ガイドラインの考え方に沿ったより高い水準のユニバーサルデザインの街づくりを推進することが位置付けられた。

これらの事情を踏まえ、東京大会を契機として、身体障害（聴覚・視覚・内部障害、肢体不自由等）、知的障害、精神障害（発達障害を含む）等様々な障害のある人（身体障害者補助犬を同伴した人を含む）も移動しやすく生活しやすいユニバーサルデザインの街づくりに向けて、より一層、強力かつ総合的に、国、地方公共団体、民間が一体となって取組を進めていく必要がある。

このようなユニバーサルデザインの街づくりは、災害発生時に障害のある人を含め、人々の避難行動を円滑にすることから、災害に強くしなやかな国づくりの観点からも重要な取組である。

また、情報のバリアフリーを進めるに当たっては、ICTについても積極的に活用すべきであるが、その際には、タッチパネルの画面操作が困難な人等様々な状態の障害のある人に配慮した検討が必要である。また、東京大会に向けた競技会場等におけるICTの取組とその他街づくり全体におけるICTの取組を連携させることが重要である。

更に、ユニバーサルデザインの街づくりの推進に当たっては、障害のある人が公共交通機関だけでなく、自家用車でも移動できるよう、バリアフリー化された駐車場の確保等に配慮する必要がある。

街づくりは極めて幅広い分野であり、かかわる施策も多岐にわたる。このためユニバーサルデザイン2020行動計画においては、大きく①東京大会に向けた重点的なバリアフリー化と②全国各地における高い水準のユニバーサルデザインの推進という2つの観点から、幅広い施策をとりまとめた。

東京大会に向けた重点的なバリアフリー化の取組としては、東京大会に向けて確実に実現すべき競技会場及びアクセス経路のバリアフリー化のほか、競技会場周辺エリアや公共交通におけるバリアフリー化等に関する取組をまとめた。また、全国各地における取組については、各地のバリアフリー水準の向上のため、バリアフリー基準等の改正のほか、関心の高まっている観光地や都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）における面的なバリアフリー推進、公共交通機関におけるバリアフリー化、ICTを活用した情報発信、トイレの利用環境改善等についての取組をまとめている。

なお、バリアフリー化の取組を進めていくに当たっては、バリアフリー法を含む関係施策の内容について、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めること（スパイラルアップ）が重要である。

また、いうまでもなく、バリアフリー施策の検討及び評価に当たっては、障害のある人の参画が重要である。

<sup>7</sup> 平成28年3月30日「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」（議長：内閣総理大臣）において策定。

## ⑥ 市町村役場機能緊急保全事業について

- 熊本地震により、業務継続が確実に行われるためには、業務を行う場である庁舎（行政の中核拠点）が発災時においても、有効に機能しなければならないことが再認識されたところ
- 庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、「市町村役場機能緊急保全事業」を平成29年度に創設

### 対象事業

昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業

※ 上記以外であっても、業務継続の確保のために行う洪水浸水想定区域等からの本庁舎の移転事業は、本事業債の対象

### 要件

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの

### 充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率：起債対象経費の90%以内

交付税措置：起債対象経費の75%を上限として、この範囲で充当した市町村役場機能緊急保全事業債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入

※地方債の充当残については、基金の活用が基本

期間：緊急防災・減災事業債にあわせて、平成29年度から平成32年度まで

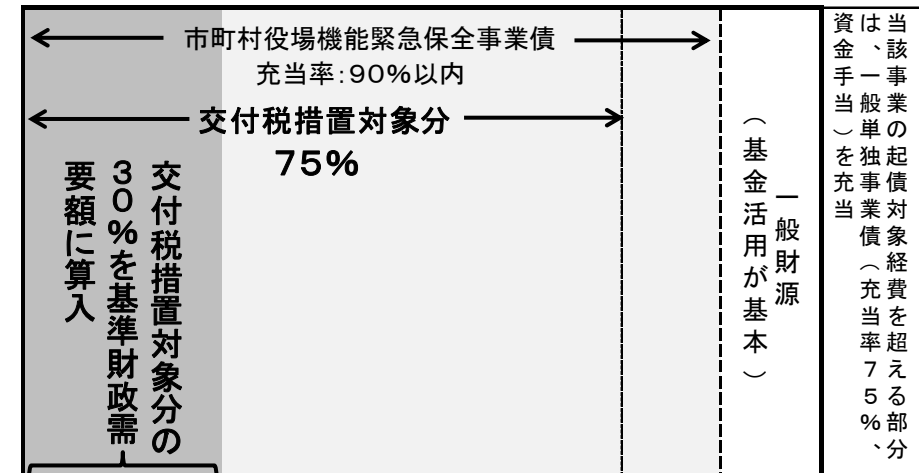
### 起債対象経費

庁舎建替え事業費 × 標準面積 / 新庁舎の面積

※標準面積：入居職員数 × 35.3㎡ 又は 建替え前面積 のいずれか  
大きい面積

※用地費は、一般単独事業債（一般事業）による対応

<イメージ>



## ⑦ 除却事業について

### 対象事業

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却

※個別施設計画への位置付けは不要

### 留意事項

- ・ 公営企業に係るものを除く。
- ・ 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

### 充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率：事業費の90%（平成28年度までは75%）

交付税措置：なし（資金手当）

期間：平成29年度から平成33年度まで

＜参考＞地方財政法（昭和23年法律第109号）

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

## □ 取り組み事例



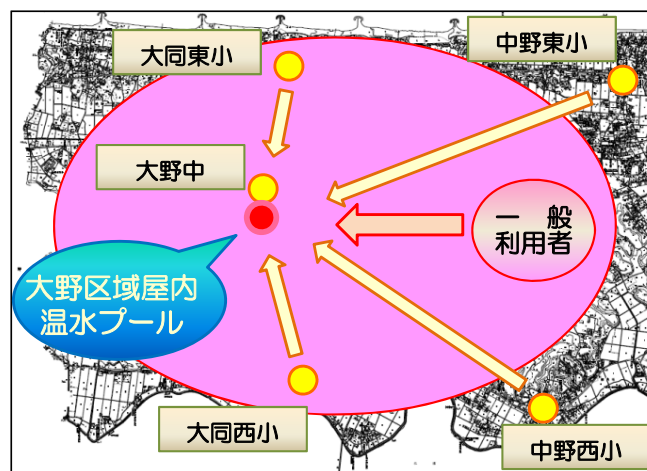
# 公共施設最適化事業債を活用した取組事例 ①

茨城県鹿嶋市(人口6.7万人) 屋内温水プール整備事業

## 事業の概要

築40年が経過し老朽化が著しく、修繕費や維持管理が負担となっている5つの小・中学校の屋外プールの機能を集約した上で、一般の方も通年利用可能な利便性の高い屋内温水プールとして整備する。

## 事業のポイント



小・中学校の**学校プール**と**市民プール**としての機能を併せ持つ、**効率性・利便性**の高い施設へ

## 住民との連携

施設の集約化にあたり、市、学校関係者、地域住民等による検討組織を立ち上げたほか、地区公民館、プール統合対象学校の児童・生徒・担任等にアンケート調査を実施し、住民や利用者との連携や協働を図った。



## 集約化

**5つの学校プールを1つの屋内温水プールとして整備することで、清掃やメンテナンスなどの維持管理も容易になり、負担軽減。** ※プール延床面積 **4,228.8㎡ → 771.56㎡** に集約。

## 事業の効果

- 学校のみ利用であったプールを通年利用の屋内温水プールとすることで利便性が向上する。
- 施設の老朽化により不安のあった維持管理がなくなり、学校及び市の負担が軽減される。
- 幼児から高齢者がプールを通して交流できる施設となり、地域のにぎわいを創出する。



# 公共施設最適化事業債を活用した取組事例②

愛知県岡崎市(人口38.7万人)「額田センター整備事業」

## 事業の概要

額田支所周辺の老朽化した5つの公共施設について、規模の適正化、複合化を図り、機能の拡充をした上で複合施設「額田センター」として整備。

## 事業のポイント

### 【課題】

- ・老朽化した施設、耐震性のない施設の存在
- ・他地域の施設量や利用状況と比較して施設規模が全体的に過大
- ・5施設の利用動線が悪い

| 施設名        | 延床面積(㎡)  |
|------------|----------|
| 旧額田支所(未利用) | 1,362.74 |
| 額田支所       | 784.72   |
| 額田図書館      | 562.35   |
| 森の総合駅      | 505.42   |
| ぬかた会館      | 718.16   |
| 合計         | 3,933.39 |

(延床面積を約50%縮減)  
複合化

| 施設名    | 延床面積(㎡)  |
|--------|----------|
| 額田センター | 1,975.77 |

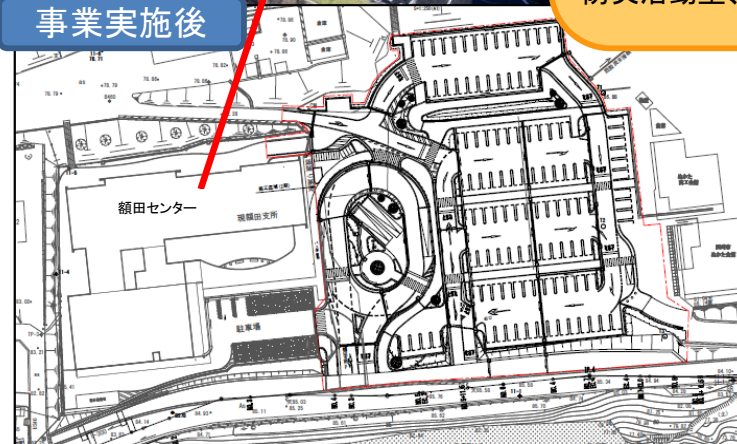
※ぬかた会館は学区住民のコミュニティ活動の拠点施設に転用予定

○新施設機能  
〈行政関係機能〉  
支所、福祉総合相談窓口等  
〈市民交流機能〉  
集会室、和室等  
〈社会教育機能〉  
図書館、森の駅情報コーナー  
〈地域防災拠点機能〉  
防災活動室、防災倉庫等

事業実施前



事業実施後



### 事業実施体制

関係課長を委員とした検討部会を設置。さらに副市長を議長、関係部課長を委員とした上部会議で事業を推進。

## 事業の効果

- 利用者の動線や機能の集約によって、施設の利便性が高まり、効率性が図られ、一体的な利用が可能となる。
- 地域住民が一箇所に集まることで、ふれあいや交流が生まれ、地域の市民活動が促進される。
- 当センターを中心とした地域自治・生活拠点、防災拠点が整備され、ランドマークとしての重要性が高まる。

# 公共施設最適化事業債を活用した取組事例 ③

① 茨城県ひたちなか市(人口15万人)「子育て支援・多世代交流施設整備事業」

## 事業の概要

中心市街地に立地している民間企業の遊休施設を市が取得し、老朽化した青少年センター及び生涯学習センターの機能を移転するとともに、新たに子育て支援機能及び地域交流機能を加え、複合施設として整備する。

## 事業のポイント

老朽化



青少年センター

+

老朽化



生涯学習センター

移転・  
複合化

○ 民間企業の遊休施設を取得し整備

複合化

青少年センター  
生涯学習センター

追加

子育て支援機能  
地域交流機能



複合化

青少年センター及び生涯学習センターの機能を集約  
公共施設最適化事業債を活用(床面積1,628㎡→1,621㎡)

追加

子育て支援機能(プレイルーム、一時預かり室等)  
及び地域交流機能(まちづくり交流スペース等)を追加

## 事業の効果

- 商店街に隣接する遊休施設を有効活用することにより、利用者の利便性が向上する。
- 利用者の異なる機能を1か所に集め、複合施設として整備することにより、多世代の交流を促進する。
- これらによって、コミュニティの活性化を図るとともに、中心市街地のにぎわいを創出する。



中心市街地のにぎわいの創出



総合病院

運動ひろば

市営プール

文化会館



# 公共施設最適化事業債を活用した取組事例 ④

## ② 大阪府岸和田市(人口19.5万人)「新福祉センター整備事業」

### 事業の概要

市の中心駅近くに立地している高齢者関連施設の建替えに合わせて、市内に分散している障害者支援施設や児童福祉施設の機能を「都市中枢ゾーン」内に移転し、複合施設として整備する。

### 事業のポイント

- 総合計画及び公共施設等総合管理計画を連携させることで、まちづくり関係施策を連携させた事業を構築する。

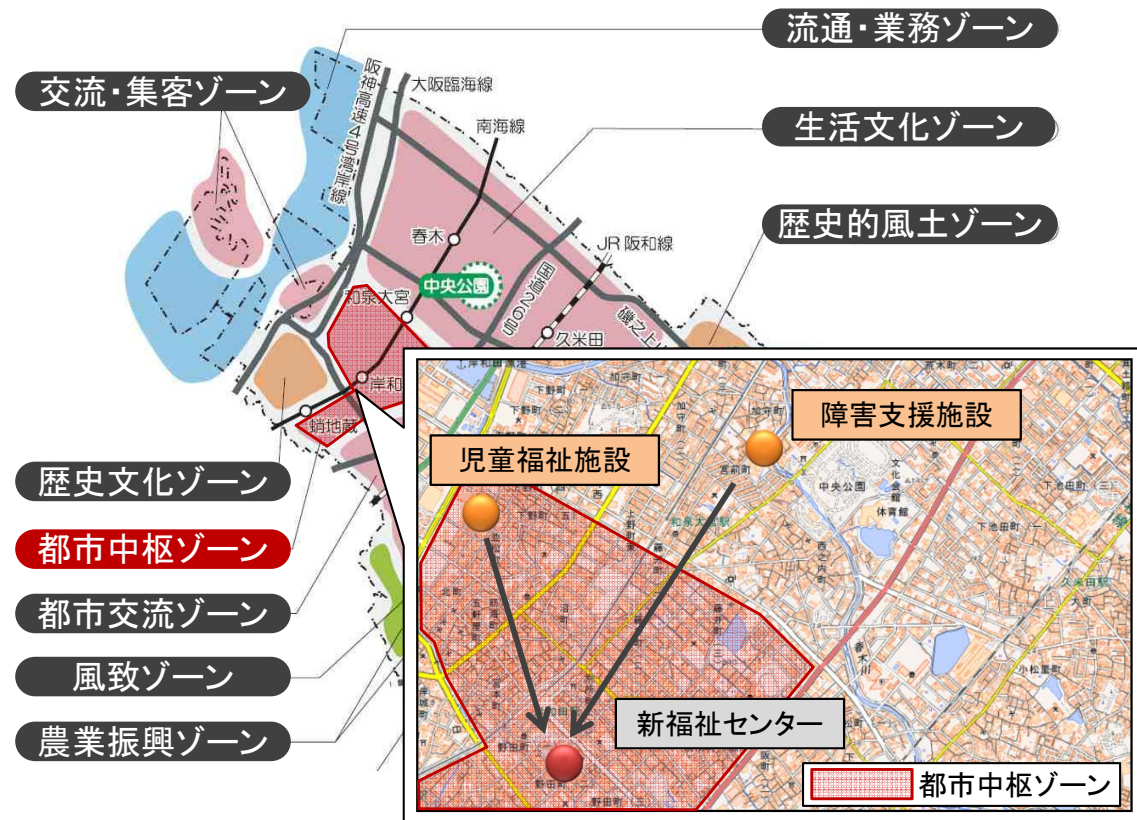
#### 総合計画

岸和田駅周辺を「**都市中枢ゾーン**」として位置づけ、中心市街地の一角として、商業・業務など**都市機能の集積**を図るとともに、**地域福祉**を考慮し、市の中核拠点として**にぎわいの創出**を図る。

#### 公共施設等総合管理計画

長期的な視点で人口動向や財政状況を見据え、適正な保有量を検討するとともに、地域のニーズや利用状況等を鑑み、**集約化や複合化等**、施設の再配置により**公共施設等の適正化**を図る。

岸和田市総合計画におけるまちづくりゾーン図



### 事業の効果

- 分散している福祉施設機能を1か所に集めることにより、人が集まる都市の拠点をつくり、市の玄関口にふさわしいにぎわいの創出に寄与する。
- 将来的には、市庁舎移転の第一候補地として検討しており、今後の一層の都市機能の強化も見込まれる。

# 公共施設最適化事業債を活用した取組事例 ⑤

③ 福岡県飯塚市(人口13万人)「小中一貫校建設事業(幸袋中学校区小中一貫校)」

## 事業の概要

学校施設の老朽化が進行するとともに、人口(児童・生徒)が減少することを踏まえ、2つの小学校及び1つの中学校を施設一体型の小中一貫校として集約する。(小学校に併設されている児童館も同時に移転し、統合。)

## 事業のポイント

小中一貫校の施設整備に当たり、保護者や地域住民に対して、アンケートや意見交換を行った。

### ○学校再編整備等に関するアンケート

市全体における学校の再編整備計画を策定するに当たり、保護者や地域住民に対して、アンケートを実施した。

#### アンケートの内容

- ・小規模な学級編成(1学年1学級など)が存在していることに対する考え方
- ・小中一貫教育の効果
- ・老朽化による建替えの是非
- ・小学校及び中学校の通学方法及び通学距離

アンケートを踏まえ、「飯塚市立小学校・中学校再編整備計画」を策定した。

計画では、12の中学校区それぞれについて再編の方針が定められ、幸袋中学校区においては、幸袋小学校、目尾小学校及び幸袋中学校を施設一体型の**小中一貫校**として**統合**することとされた。

※併設されている児童館も同時に移転し、統合

### ○建設適地の比較検討

「飯塚市立小学校・中学校再編整備計画」に基づき新たな学校を建設するため、保護者や地域住民を中心に建設適地を検討した。

市が提示した3つの候補地について、保護者全員を対象に実施した候補地選定に関するアンケートを参考に、周辺環境や通学路の安全性等、**10項目(49細項目)**の評点を行った。

保護者及び地域住民により構成される「**小中一貫校建設基本構想検討会**」において、上記の評点等を参考に、それぞれの候補地について意見交換したうえで、**投票による選定**を行った。

自治会長、PTA及び有識者で構成される「**建設適地検討協議会**」にて**①安全性、②周辺環境、③通学距離**の観点から再度選定を行い、教育委員会に建議した。

## 事業の効果

- 建設する小中一貫校の整備方針及び建設適地について、保護者や地域住民が主体となって検討したことで、今後導入される小中一貫教育を地域全体で支えることが期待される。

## □ 地方財政の更なる「見える化」の推進 等



# 経済財政運営と改革の基本方針2018

「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」  
(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)

## 第3章 「経済・財政一体改革」の推進

### 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

#### (2) 社会資本整備等

(公的ストックの適正化)

「公共施設等総合管理計画」の「見える化」について、公営企業施設に係る記載などを含め、その内容を充実させる。「個別施設計画」の策定率の低い分野については、関係府省が、ガイドラインの策定、交付金等における計画の策定要件化等により、実効的な計画策定を支援する。また、地方公共団体ごとの計画策定状況や長寿命化等の対策の有無等を「見える化」し、先進・優良事例の横展開を行う。「個別施設計画」を踏まえ、2021年度までに「公共施設等総合管理計画」の見直し・充実を進める。

#### (3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(見える化、先進・優良事例の横展開)

統一的基準による地方公会計について、固定資産台帳や出資金明細等の整備等、比較可能な形で情報公開の徹底・拡充を促進するなど、資産管理向上への活用を推進する。

# 地方財政の全面的な「見える化」 ～財政状況資料集の充実～

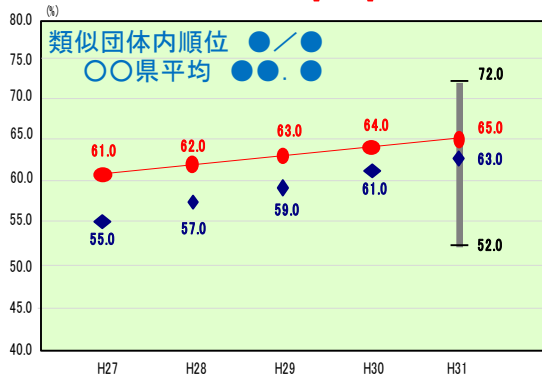
## ストック情報の「見える化」

固定資産台帳の整備に合わせてH29決算までに順次

- 全体の公共施設等の老朽化度合いを示す指標(有形固定資産減価償却率)や、将来負担比率と組み合わせて用いることにより、各団体の今後の財政上の課題を多角的に把握することにも活用 ① ②
- 施設類型ごとの有形固定資産減価償却率、一人当たり面積等について、経年比較や類似団体比較も含めて公表 ③

### ① 有形固定資産減価償却率(全体)

有形固定資産減価償却率 [65.0%]

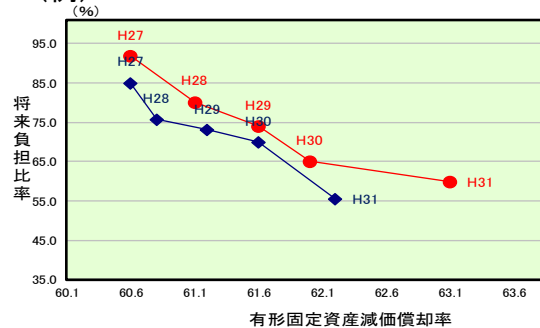


類似団体内順位 ○/○ 県平均 △△△  
有形固定資産減価償却率の分析欄

各団体による分析コメントを記載

### ② 有形固定資産減価償却率の将来負担比率との組合せ

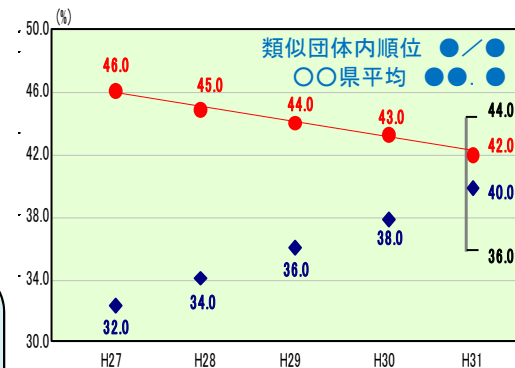
(例)



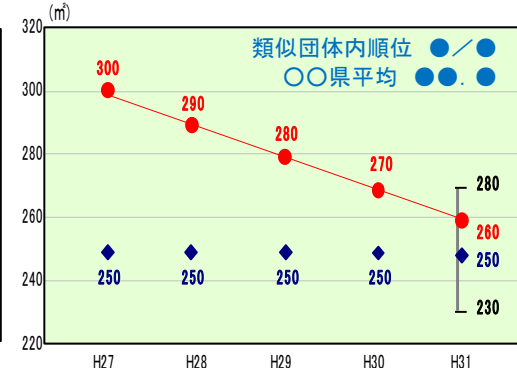
将来負担比率が低下している一方、有形固定資産減価償却率が上昇していることから、  
ア 必要な投資が行われず、老朽化対策が先送りされている可能性、  
あるいは  
イ 単純な施設更新を行うのではなく、既存施設を活用して財政負担を抑えている可能性  
などが考えられ、他のデータと合わせて老朽化対策の進捗状況の分析を深めることができる。

### ③ 施設類型ごとの有形固定資産減価償却率、一人当たりの面積等

有形固定資産減価償却率【××施設】



一人当たり面積【××施設】



### 算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

### 施設類型:

道路、橋りょう・トンネル、公営住宅、港湾・漁港、認定こども園・幼稚園・保育所、学校施設、児童館、公民館、図書館、体育館・プール、福祉施設、市民会館、一般廃棄物処理施設、保健センター・保健所、消防施設、庁舎

※ 有形固定資産減価償却率は、全体の大まかな傾向を把握するのに有効ですが、この指標は耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されており、長寿化の取組の成果を精緻に反映するものではないため、比率が高いことが、直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではないことに留意が必要です。

※ その他、債務償還可能年数の情報も記載されることとなっています。

# 地方公会計と公共施設の適正管理の連携について

地方公会計と公共施設等の適正管理をリンクさせることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

## 統一的な基準による固定資産台帳・財務書類の整備

地方公会計

- 統一的な基準による地方公会計の整備の一環として、公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といったデータを含む固定資産台帳を整備する。※併せて公共施設等の実際の損耗状態等を把握しておくことも重要
- 統一的な基準による財務書類（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書等）を作成する。

## 公共施設等総合管理計画等の不断の見直し

公共施設等適正管理

- 固定資産台帳のデータ、各施設の診断結果や個別施設計画に記載した具体的な対策内容等を踏まえ、将来の施設更新必要額の推計等を行い、充当可能な財源と見比べながら、公共施設等総合管理計画を不断に見直す。

## 各分野ごとの個別施設計画の策定

- 個別施設ごとに、点検・診断によって得られた個別施設の状態を踏まえ、対策内容と実施時期、対策費用の概算等を整理する。

## 施設別のセグメント分析の実施

地方公会計

- 施設別の行政コスト計算書等によるセグメント分析を実施することで、個別具体的な統廃合等の議論（各論）につなげることができる。※公共施設等総合管理計画には、更新・統廃合・長寿命化等の基本的な考え方（総論）が盛り込まれている

## 公共施設等適正管理推進事業債等の活用

公共施設等適正管理

- 個別施設計画等において、具体的な対策を決定した公共施設等について、公共施設等適正管理推進事業債等を活用することにより、集約化・複合化、転用、除却、長寿命化等を円滑に推進することができる。